

令和6年3月 川棚町議会定例会会議録

(第1日目)

令和6年3月5日 火曜日 (午前10時開会)

出席議員 (14人)

1番	堀田	一徳
2番	増山	真理
3番	山口	隆
4番	坂中	信浩
5番	炭谷	猛
6番	辻	清人
7番	毛利	喜信
8番	小牟田	一紀
9番	堀池	浩
10番	田口	一信
11番	小田	成実
12番	山中	美由紀
13番	小谷	龍一郎
14番	村井	達己

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	久 田 直 喜
書 記	石 川 純 一

説明のため出席した者の職氏名

町 長	波 戸 勇 則
副 町 長	川 内 和 哉
教 育 長	諸 岩 達 哉
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長	中 原 敬 介
企 画 財 政 課 長	佐 々 木 健 太 郎
税 務 課 長	田 崎 真 子
健 康 推 進 課 長	太 川 一 輝
長 寿 支 援 課 長	荒 木 俊 行
会 計 課 長	田 崎 あ け み
住 民 福 祉 課 長	小 中 尾 寿 隆
産 業 振 興 課 長 兼農業委員会事務局長	森 文 博
建 設 課 長	琴 岡 美 昭
ダ ム 対 策 室 長	田 川 義 信
水 道 課 長	山 口 公 一
教 育 次 長	畑 中 浩 輔

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 新年度予算施策等の説明
- 第5 一般質問

通告番号1番	山口 隆	議員	P 1 4
通告番号2番	堀田 一徳	議員	P 2 9
通告番号3番	堀池 浩	議員	P 4 3
通告番号4番	小田 成実	議員	P 6 0
通告番号5番	田口 一信	議員	P 7 2
通告番号6番	増山 真理	議員	P 8 3
通告番号7番	辻 清人	議員	P 9 0

(1 0 : 0 0)

議 _____ 長 ご起立願います。おはようございます。ご着席ください。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、令和6年3月川棚町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。

(1 0 : 0 0)

日程第1 会議録署名議員の指名

議 _____ 長 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、川棚町議会会議規則第125条の規定によって、山口隆議員及び坂中信浩議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議 _____ 長 次に、日程第2「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付をしております会期日程(案)のとおり、本日から3月22日までの18日間と決定したいと思いますが、これに異議ありませんか。

「異議なし」の声あり

議 _____ 長 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から3月22日までの18日間と決定をいたしました。

(1 0 : 0 1)

議 _____ 長 なお、議事日程につきましても、お手元に配付のとおりであります。

日程第3 諸般の報告

議 _____ 長 次に、日程第3「諸般の報告」を行います。

諸報告の前に、1月元旦に発生をいたしました能登半島地震で亡くなられた方や被災された方々へお悔やみとお見舞いを申し上げますと共に、一日も早い災害復旧・復興を心より願っているところです。

それでは諸報告に移ります。

去る12月18日、肥育牛部会川棚支部全員協議会が開催をされ、肉用牛振興状況、販売情勢や飼料、原油価格等について情勢報告がありました。

翌12月19日に、東彼地区保健福祉組合議会12月定例会が開催をされ、令和4年度一般会計決算認定、及び令和5年度一般会計補正予算等の審議が行われ、いずれも認定、可決され閉会をいたしました。

次に、1月6日に、令和6年二十歳の集いが開催をされ、人生の節目である二十歳を迎えられた方々が祝福をされております。

翌1月7日に、川棚町消防出初式が開催をされ表彰式の後、平島漁港での一斉放水等が行われております。

次に1月12日に、川棚町認定農業者の会研修会が開催をされ、農業経営継承についてと農業者年金についての講話・研修会が行われております。

次に1月27日、「東彼杵道路建設促進大会」が地元川棚町で開催をされ、県選出国會議員の挨拶の他、これまでの経過報告と早期事業化への「決議」を行っております。

次に2月14日に、長崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会が長崎市で開催をされ、条例の一部改正、令和5年度の一般・特別会計の補正予算、併せて令和6年度の一般・特別会計の予算等を決定し、2名の一般質問が行われ閉会をいたしております。

同日、長崎県町村議会議長会定期総会が開催され、会務報告ほか令和6年度事業計画及び予算審査を行いいずれも決定し閉会をいたしました。

次に2月19日、川棚町議会臨時会が開催をされ、大崎自然公園設置条例の一部を改正する条例他を審議し可決しております。

その他の諸報告につきましては、お手元に配付をいたしました「議長諸報告」が12月定例会以降、私が主に出席した会議等であります。

その他、配付をしておりますとおり、例月出納検査の結果に関する報告書が、12月、1月、2月実施分及び令和5年度定期監査及び公の施設の指定管理者監査報告書が監査委員から提出をされておりますので、ご一読をお願い

いしておきます。

また、本定例会までに受け付けました陳情 1 件については、配付にとどめておりますのでご了承をお願いいたします。

以上で、私からの諸般の報告を終わります。

(1 0 : 0 5)

日程第 4 新年度予算施策等の説明

議 _____ **長** 次に、日程第 4 「新年度予算施策等の説明」を行います。町長から行政報告並びに町政運営の所信と新年度予算の概要について、「令和 6 年度施策等に関する町長説明書」をもとにした説明の申し出がっておりますので、これを許可いたします。町長。

町 _____ **長** みなさま、おはようございます。本日、ここに、令和 6 年 3 月川棚町議会定例会を招集しましたところ、議員の皆様には、ご健勝にてご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

説明に入ります前に、去る 1 月 1 日、石川県能登地方を震源地とする大規模な地震の発生により、石川県を中心に甚大な被害が発生し、今なお多くの方々が不自由な生活を余儀なくされるなど、極めて深刻な事態に直面しております。

改めて犠牲になられた方々に深く哀悼の意を表しますとともに、被災されました皆様方に心からお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧と復興を心から念願するものであります。本町といたしましても、3 月中旬から職員を派遣するなどできる限りの支援を行ってまいります。

それでは、令和 6 年度の各会計予算をはじめ、人事案件並びに条例の一部改正及び廃止、その他の議案をご審議いただくに当たり、町政運営についての所信を申し述べますとともに、新年度施策についての説明を申し上げます。

我が国の景気につきましては、1 月の月例経済報告において、「一部に足踏みもみられるが、緩やかに回復している。」とされ、長崎県内の経済については、「緩やかに回復している」とされており、個人消費や設備投資、生産活動は回復傾向であるとのことであります。

また、世界情勢に起因する原油高騰や物価高騰が続いている中、エネルギー価格の高騰や生活必需品の度重なる値上げなどが、町民の日常生活や経済活動に大きな影響を与えており、先行きは不透明であると認識しております。

このような中、地方財政の指針となる「令和6年度地方財政計画」が、2月6日に閣議決定の上、国会に提出され、その内容が一般に公表されましたので、こうした状況を踏まえて、本町の令和6年度一般会計予算及び特別会計予算を編成したところであります。

令和6年度におきましては、まちづくりの指針である「第6次川棚町総合計画」並びに「第2期川棚町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に沿って、両計画の整合性を図りながら、まちづくりの将来像である、「自然を愛しくらし輝くまち」の実現を目指すために、限られた財源の中、最大限の効果が得られるよう、予算編成を行ったところであります。

歳入の主要財源である町税収入は前年度を下回り、地方交付税は上回るものの、歳出において民生費、農林水産業費、及び教育費の増加などにより多額の財源不足が生じますので、やむを得ず基金繰入金で対応するという大変厳しい予算編成をいたしました。

予算の執行にあたっては、議会のご理解とご協力のもと、町民の皆様のご意見やご要望をお聴きしながら、各分野における諸施策を力強く展開してまいり所存であります。

それでは、令和6年度の主な施策について、川棚町総合計画の6つの基本理念に沿ってご説明申し上げます。

1. 教育・文化・環境の充実で暮らしをいろどる。

子育て支援につきましては、第2期川棚町子ども・子育て支援事業計画の基本理念である「川棚で生まれ、育ち、いつまでも住み続けたいまちをめざして」のもと、自然減対策として子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、第1子から出産・子育て支援金を支給するとともに、0歳児の保育料無料、及び一時預かり保育料の無償化を実現してまいります。また、医療費につきましては、高校生までの間を完全無償化とし、中学校卒業生の皆さんに祝い金を引き続き交付するとともに、5年度に実施した川棚中学校3年生の給食費無償化制度を拡充し、川棚中学校全学年の給食費を無償化するなど、各種

子育て支援や教育・保育サービスの充実を図ります。

学校教育では、スーパーバイザーの活用による学校活性化事業やサポートティーチャー、特別支援教育支援員、心の教室相談員の配置について継続し、支援を必要とする児童・生徒の増加に対応した人員配置を行い、一人ひとりの適性に応じたきめ細かな支援を行うとともに、家庭と学校との橋渡しや調整役として、スクール・ソーシャル・ワーカーを配置し、不登校児童・生徒等の支援に努めてまいります。

6年度は、北部九州インターハイが開催され、なかでもホッケー競技は本町、及び佐世保市が競技会場となっております。本大会に先立ち、大崎自然公園交流広場の人工芝をリニューアルし、4月にはこけら落としイベントも予定しておりますが、関係機関と連携し、インターハイの成功のため尽力してまいります。

2. 保健・医療・福祉で暮らしをすこやかに。

保健・医療環境につきましては、令和4年度から出産後の母親及び乳児に対して、心身のケア及び母子とその家族の健やかな育児ができるよう支援することを目的として、産後ケア事業を実施しておりますが、より利用しやすい環境を整備するため、事業提携医療機関の拡充に取り組んでまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者の疾病等に関して必要な保険給付を行うとともに、健康の維持・増進のための保健事業を積極的に推進してまいります。

特に、特定健康診査、特定保健指導で生活習慣病を予防し、がん検診等により疾病の早期発見、早期治療に努めます。

また、安定的な国保財政の運営を図るため、財政運営の主体となる県と連携して取り組んでまいります。

介護保険事業につきましては、これまで同様、安定的な運営に努めるとともに、現在、策定中の令和6年度から向こう3年間を計画期間とする第9期川棚町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき、地域包括ケアシステムの構築を目指し、事業を展開してまいります。

また、高齢者等の皆様が、住み慣れた地域において元気で安心して生活できるよう、「地域見守りネットワーク事業」や、「高齢者等見守り活動パートナーシップ事業」などにより、見守り体制の充実を図ります。

障がい福祉につきましては、「障害者総合支援法」の理念である、地域社会における共生の実現に向けて、各種障がい福祉サービスを提供し、支援の充実を図ることとしております。

3. 危機管理で暮らしをあんしんに。

防災に関しては、近年、全国的に大きな自然災害が頻発し、甚大な被害が発生しており、本町におきましても台風や豪雨による災害が発生していることから新たな「川棚町地域防災計画書」に基づき、防災対策に万全を期すよう努めてまいります。また、災害発生時に適切な支援が行えるよう自主防災組織の育成に努め、安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

消防に関しては、消防団員の確保が喫緊の課題であり、各分団への消防施設整備委託料について令和4年度に見直しを行い、一定の処遇改善を図ったところですが、今後も、施設・装備の充実に努め、消防団員の活動における安全確保や、機動性の向上を図るよう取り組んでまいります。

4. 産業の振興で暮らしをゆたかに。

農業については、農業・農村の有する多面的機能の維持を図り、農地中間管理事業について、農業委員会と連携して農地中間管理機構への農地集積・集約を進めるとともに、耕作放棄地の解消対策及び新規就農者の確保・支援に努めてまいります。

また、様々な農業リスクを低減し、効率的な経営を推進するため、先端技術の導入や各種支援制度により支援してまいります。

県営事業の基幹農道川棚西部地区については、地元負担金を予算計上するとともに、基幹農道に係る流末排水路の整備改善を図ります。

林業についても、意欲と能力がある林業経営者への集積・集約を図るとともに、森林の適正な管理を支援し、森林環境譲与税を有効に活用することにより森林資源の保全に努めてまいります。

水産業の振興については、大村湾漁協が行う悪質密漁監視事業や栽培漁業など資源管理の取り組みを支援してまいります。

商工業の振興については、創業を支援するため、これまでの空き店舗を利用する方への賃料補助に加え、創業に必要な初期投資を支援いたします。また、本町の「顔」である駅前商店街の活性化を図るため、商店街振興に知見

を有するアドバイザーを派遣し、地元の方々と課題解決のためのアクションプランの作成に取り組みます。この他、東彼商工会が行う経営改善普及指導事業や後継者育成事業など商工業者の経営改善を図る取り組みに引き続き支援を行ってまいります。

また、ふるさと納税については、多くの方々にご賛同いただき、順調に寄附額は推移しております。引き続き、返礼品の充実に取り組むとともに、様々な場面を通して情報発信に力を入れ、町内産業の活性化のために力強く取り組んでまいります。

観光の振興については、観光施設の管理のあり方を見直し、大崎半島の観光としての魅力が更に増すよう、くじゃく荘及びしおさいの湯の両施設を民間へ売却等をいたします。大崎半島は美しい大村湾に面し、風光明媚な自然景観が広がっておりますが、まだまだ観光資源が十分に生かされておられません。現在、大崎半島では、地域住民や近隣大学、町など多様な関係者が連携した観光まちづくりを推進しておりますが、この動きと、新しい民間の活力の調和により、更なる魅力の拡大を行ってまいります。

5. 基盤の充実で暮らしをささえる

公共交通網の整備につきましては、これまでも課題としておりました公共交通空白地帯の解消を図るため、現在、「川棚町地域公共交通活性化協議会」により基本計画を検討しておりますが、本計画に基づき、地域住民の誰もが社会参画できるよう地域公共交通の再構築に注力してまいります。

また、幹線道路や生活道路の整備も重要であり、引き続き町道上組西部線歩道設置事業につきましては、交通安全対策補助金を活用し、また、町道馬場線道路改良事業、及び町道新谷三反間線道路改良事業につきましては、地方創生道整備推進交付金を活用して整備してまいります。

高規格道路「東彼杵道路」につきましては、令和2年度から事業化の前段となる計画段階評価へ着手され、令和4年12月には、海側ルート整備案が示されるなど、事業化に向けた準備が着々と進められているところであり、本町といたしましても、早期着工に向けて県や関係市町と連携を図りながら、引き続き国に対して要望活動を行ってまいります。

汚水処理につきましては、公共下水道事業認可区域内の惣津地区の一部において汚水管渠工事を進めるとともに、区域外においては合併処理浄化槽の

設置を推進し、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に努めてまいります。

町営住宅の長寿命化を図るための、新町団地屋根外壁長寿命化改修事業につきましては、引き続き社会資本整備総合交付金を活用し計画的に実施してまいります。

県営事業である川棚港に係る環境整備事業、川棚港百津地区及び平島地区における緊急自然災害防止事業についても、地元負担金を予算計上するとともに、早期完成を県に要望してまいりたいと考えております。

6. 人権尊重・協働・スマート自治体でともに歩む。

協働によるまちづくりを推進するためには、住民と行政との情報、意識の共有化を図ることが重要であり、地区や団体の要請により協働のまちづくり懇談会等を実施してまいります。

広域行政の推進については、西九州させぼ広域都市圏において連携して様々な事業を取り組んでおり、引き続き圏域の活性化のため積極的に取り組んでまいります。

行政手続きのデジタル化への取り組みとしては、現在、通話通信アプリLINEやマイナンバーカードを活用した行政手続きのオンライン化を進めておりますが、これに加え、役場窓口における「書かない窓口」などの手法も導入し、住民の利便性を図ります。

石木ダム建設について。

石木ダム建設事業につきましては、川棚川の抜本的な治水対策と佐世保市の慢性的な水源不足解消などを目的として県において進められているところであります。

これまで、起業者において、地域の皆様に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について、未だにご協力をいただけない状況にあります。

大石知事におかれましては、反対されている地権者へ事業へのご理解をいただけるよう、川原にお越しになり、話し合いのお願いをされています。

私としましても知事との話し合いで解決することを望んでいますので、川原地区13世帯の皆様方へ「知事との話し合いに応じてほしい」とお手紙を出させていただき、個別訪問もいたしました。そのときにいただきましたご

意見は大石知事へお伝えしており、引き続きご協力をいただけるよう取り組んでまいります。

一方、水源地域である木場地区、石木地区、岩屋郷会から石木ダムに伴う地域振興策について要望書をいただきましたので、大石知事へ「石木ダム建設の話し合いによる早期解決と地域振興策の要望」をいたしました。

そして、ダム建設により大規模に水没する地域及び生活基盤が著しく変化するダム周辺地域について、関係住民の生活再建とダム周辺地域の振興を図ることを目的とする一般財団法人石木ダム地域振興対策基金が2月15日に設立したと県から報告を受けております。

こうした中において、令和2年7月の梅雨前線に伴う豪雨により、九州の広い範囲で自然災害が発生しており、特に川棚町におきましては過去に大きな水害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は喫緊の課題であります。

川棚川下流域には多くの町民の皆様がお住まいであり、住民の安全・安心を確保することは、地方公共団体の責務でありますので、今後とも事業の推進に向け、長崎県、佐世保市と一体となって取り組んでまいります。

つづきまして、令和6年度予算の概要についてご説明いたします。

一般会計予算につきましては、前年度比1.9パーセント増の総額68億2,000万円としております。

歳入の主なものとして、1款町税は、個人住民税の定額減税の影響により減額を見込み、4,811万9,000円減の12億2,623万円としております。

10款地方交付税は、これまでの交付実績と国が示す地方財政計画をもとに、前年度当初予算額と比較し9,500万円増の22億6,500万円と見込み、計上しております。

17款寄附金は、ふるさと応援寄附金の実績をもとに、前年度当初予算額と比較し2,000万円増の1億5,000万3,000円と見込み、計上しております。

18款繰入金金は、財源不足を補うため基金を取り崩して対応することとし、前年度より1,536万8,000円増の3億9,262万5,000円を計上しております。

21款町債は、農林水産債の事業費の増額等に伴い、前年度より210万円増の4億3,140万円を計上しております。

歳出の主なものといたしまして、3款民生費は、前年度より1億4,433万円増の26億2,429万6,000円を計上しており、東彼地区障害者支援センター（エール）の立替事業費分担金の増による地域生活支援事業費の増額、及び児童手当制度の改正により、手当の支給対象が高校生まで拡充されることに伴う児童手当費の増額が主な要因であります。

6款農林水産業費は、前年度より6,154万円増の3億5,150万3,000円を計上しており、道水路維持補修費として木場重地区水路整備工事費を計上したことが増額の主な要因であります。

10款教育費は、前年度より5,515万7,000円増の4億7,685万8,000円を計上しており、施設維持補修費として給食センター外壁改修工事費を計上したこと、及び学校給食費助成事業費として給食費支援対象を拡充したことが増額の主な要因であります。

以上が、令和6年度の一般会計予算の概要であります。

なお、一般会計並びに特別会計の予算額は、別表のとおりであります。

結びに、私が町長に就任して間もなく1年半が経とうとしておりますが、今回の予算編成では、子育て世帯への支援に重点を置きました。これから施策の情報発信にも引き続き力を入れ、子育てをするなら川棚町が一番と実感いただけるよう、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。また、総合計画と総合戦略において掲げた諸施策の実施に当たり、最大限に効果をあげ、人口減少に歯止めがかかるよう、職員と力を合わせて全力で取り組んでまいりますので、議員各位並びに町民皆様方のご支援、ご協力をよろしくお願いいたします。

以上で、町政運営についての所信と、令和6年度予算の概要等についての説明とさせていただきます。

次に、本定例会において、ご審議をお願いする案件は、人事案件、専決処分の報告、令和5年度一般会計補正予算（第8回）のほか2つの特別会計補正予算、条例の一部改正及び廃止、令和6年度の一般会計予算のほか6つの特別会計予算となっており、提案件数は全部で27件であります。

それぞれの議案の内容については、提案のつど説明をさせていただきます

ので、ご審議の上、ご決定くださるようよろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

議 長 これで、新年度予算施策等の説明を終わります。

(1 0 : 3 0)

日程第5 一般質問

議 長 次に、日程第5「一般質問」を行います。本定例会での一般質問の通告者は7人であります。これから、通告順にしたがって質問を許可いたします。まず、山口隆議員。

(1 0 : 3 0)

3 番 山 口 おはようございます。質問に入る前に本年1月1日に発生した能登半島地震により、多くの方が犠牲になりました。犠牲になられた方々にお悔やみ申し上げ、今もって避難を余儀なくされている多くの方々にお見舞いを申し上げます。

また復興に向け尽力をされているボランティアの方々を始め、多くの関係者の皆さま方に深甚なる敬意を表する次第でございます。

それでは質問を始めさせていただきますが、この質問は産業建設文教委員会を代表しての質問であることを申し添えておきます。それでは質問に入ります。

大崎観光施設の売却譲渡及び指定管理について、町長に質問をいたします。

大崎観光施設については、令和4年9月29日に「川棚町観光施設運営あり方検討委員会」からの答申を受け、庁舎内に「川棚町観光施設運営検討会議」が組織され、大崎観光施設のあり方に関する基本方針について検討されました。

それによると、くじゃく荘としおさいの湯は売却・譲渡、くじゃく園と大崎自然公園交流広場及び大崎海水浴場は公募による指定管理制度、キャンプ場はPFI（コンセッション方式）となっており、令和5年10月7日付でホームページ及び新聞等で公表されたところでございます。

現在、その手続き等について庁舎内で検討されているが、町民からは、売

却・譲渡によりくじゃく荘・しおさいの湯が閉館されるのではないかなど危惧する声もあり、大崎観光施設の今後のあり方について不安視をされております。

大崎観光施設の今後のあり方については、方針、具体的スケジュールなどを含め丁寧な情報発信が必要かと思われまます。

産業建設文教委員会を代表して、以下の点について尋ねます。

①売却、譲渡及び公募による指定管理制度のメリット及びデメリットをどのようにとらえているのか。また、町民への情報発信は。

②売却、譲渡の公募要項の主な内容は。

③現在の指定管理者である観光協会と協議がなされていると思われるが、その協議内容と公募要項に観光協会からの要望等が盛り込まれるのか。

④現在の指定管理期間は令和7年3月31日までであり、令和7年4月1日から新たな事業者等に引き継がれることになる。引継ぎがスムーズになるよう移行期間などは考えているのか。

⑤令和7年4月以降の観光協会のあり方は、どのように考えているのか。

⑥令和7年4月から民間事業者等による大崎観光施設の運営が始まり、従来と異なる大崎観光になるとと思われる。町として大崎観光をどのように活性化していく考えなのか、以上でございます。

議 長 町長。

町 長 山口議員の「大崎観光施設の売却・譲渡及び指定管理について」のご質問にお答えいたします。

指定管理制度は平成15年の地方自治法の改正により、地方自治体が公共施設の管理・運営を民間に委託できる制度であり、その目的は「多様化する住民ニーズより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ること。」とされております。

本町の大崎半島内の各施設は、昭和44年の旧くじゃく荘のオープン以降、一般社団法人川棚町観光協会へ管理業務を委託し、平成17年以降は順次大崎半島内全ての施設について、指定管理者制度を活用して、管理・運営を委ね、町民の利用促進及び公的負担の軽減に努めてきましたが、各施設において機能維持のための大規模改修などにより多大な財政負担が発生してお

り、今後も多額の財政負担が見込まれ町財政をさらに圧迫する状況が継続するものと想定されております。

そこで質問の①については、売却または譲渡を予定している施設については、今後発生する施設の経年劣化に対する改修費などの財政負担の軽減と、大崎半島への交流人口の増加や周辺事業者への効果などが期待され、川棚町全体の活性化につながることを期待しております。

指定管理方式予定している施設については、現在も町民の多くの方が利用している施設を想定しており、指定管理者の公募を行うことで、さらなる経費の節減と住民サービスの向上を期待しております。

コンセッション方式を予定している施設については、収益が一定程度期待される施設を想定しており、より民間事業者の経営能力とノウハウの活用幅を広げ、財政負担の軽減と交流人口の拡大が図れることを期待しております。

大崎半島内の観光施設については、より良い形で各施設の管理・運営を行っていくと考えておりますが、町民の皆さんが不安視されておられることを払拭するために、公募を開始する時期や公募選定結果と審査講評を公表する時期に併せて、大崎観光施設の今後の運営について、町ホームページや広報誌で情報を発信していきたいと考えております。

質問の②については、公募の内容につきましては、参加事業者に求める資格や業務内容などの詳細な条件等については、検討中ではありますが、現在の想定では大きく分けて、募集の概要、売却価格、売却譲渡の条件といった項目を想定しております。

質問の③については、現在の指定管理者である一般社団法人川棚町観光協会へは、令和5年10月5日に川棚町大崎観光施設のあり方に関する基本方針の内容について説明を行い、11月16日付で基本方針に基づく要望、協議事項について文書で提出されましたので、11月30日付で回答し、その内容について12月27日に観光協会役員の方との協議を行っております。以降も継続して担当者との協議を行っております。

観光協会からの協議内容については、公益事業に関する事項と観光協会の組織に関する事項が主な項目であり、公益事業については、今後の川棚町観光振興と観光協会会員事業者の有益性などのための事業提案をしていただ

き、その内容により今後も継続して協議を行うこととしております。

観光協会の組織についても、公益事業の内容による部分が多いと考えられるため、その内容により、まずは観光協会内部での協議をお願いしているところであります。

要望事項については、現従業員の雇用に関することや、町生産者及び納入業者への対応に関することを挙げられておりますが、②の回答のとおり、詳細な条件等は検討中であるため、公募要項に盛り込むかどうかの回答は控えさせていただきます。

質問の④については、できるだけ早期に次期事業者の選定を行い、議会の議決を経て決定し、引継ぎ期間を確保できるよう努めてまいりたいと考えております。

⑤の質問については、現在川棚町の観光地として厳しい現状に対しての対応として、大型の観光資源がない川棚町においては、川棚町が持つ豊かな自然環境や戦時遺構、スポーツなどを活かした観光地として、地域の事業者との連携による新たなコンテンツの開発や地域のまちづくりと連携した川棚町の歴史や文化、風土などをストーリー化し観光資源として発信し、観光まちづくり推進をすることが重要であると考えております。

これは、個々の事業者や行政だけでは対応が難しく、中間的な存在である観光協会の役割と思っており、今後の川棚町観光協会にはそういった状況に対応し、これまで以上に地域の観光事業者や町づくり団体と連携し、新たな川棚町としての観光地づくりなどを行っていただき、観光地としての経営を担う観光協会として期待しております。

質問の⑥については、大崎半島は昭和38年のくじゃく園開園後、昭和41年に県立自然公園に指定され、以降は長崎県と川棚町で現在の各施設の整備を行い、宿泊施設やレジャー施設を集約した本町の観光振興に寄与してきた地域であります。しかし各施設において、施設や設備の老朽化が進み、今後、施設の整備や更新を十分に行うことは困難な状況と考えております。

また、SNSの発展により近年の観光旅行の変化から、新たな観光地として構築していく必要があります。

特に近年の旅行者の動向では、これまでの旅行が、高度成長期のレジャー志向の高まりにより、旅行に行き消費することが目的であったものから、イ

インターネットやマスメディア媒体、旅行事業者の情報に基づく単一的な旅行へと変換し、現在はSNSの普及により個人の価値観やライフスタイル、趣味を堪能するなど、旅行自体に価値観を求める傾向となりつつあります。

そういった中、今年度から県から補助を受けて、大崎スローライフプロジェクトが実施しております、「みんなで磨く！観光まちづくり推進事業」により、大崎半島の魅力である豊かな自然や景色、風土といった環境をベースとした大崎半島のブランド化を図り、地域事業者と連携した観光振興の取り組みを進めるとともに、各施設の運営事業者には、町と連携して大崎半島地域を魅力ある観光地へと発展・活性化していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 1点目でございますが、いわゆるくじゃく荘、しおさいの湯という町民の財産ですよね、町の持ち物と言いながらもこれ町民の全ての財産なのです。しかし今の説明でいけばですね、いわゆる売却譲渡によって町財産の負担軽減ということでは言われたんですけども、結果としてその負担軽減により町民のいわゆる施策にそういった金が、どういようなかたちで使われるのか、そこは考えてきたのかどうかですね。いわゆる単に負担軽減にはなりませんよと、じゃあ負担軽減になった分は町民の色々な福祉とかそういったサービスにどのように使っていくのか、そのところちょっとお尋ねしたいですけど。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。山口議員の質問にお答えします。その負担軽減になったものがどのように今後使っていくのかというご質問かと思っております。今後その負担軽減になった分どこに使うかというのは具体的には今のところ考えておりませんが、川棚町の人口減少をなるべく食い止めるための子育て支援策、または様々な施策のほうに使っていきたいと考えているところがあります。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 川棚の観光施設の設置条例を見ればですね、全てこう3つあるんですが簡単に言えば、くじゃく荘は川棚町民にやすらぎと休養の場の提供、しおさいの湯では町民の健康増進及びやすらぎと憩いの場として、そし

て自然公園では町民の健康増進及びやすらぎと憩いの場として、こんな形で設置条例で謳われているわけです。そしたらこれが売却譲渡してしまえば、これ条例なくなるわけですから、町民のという言葉が消えてしまう。ただこれは当然町民の財産ですから、町民に対して、こういうなかたちで税金を使ってつくってきたわけですから、これ当然町民のために、これ売却譲渡しても町民のためにそういったことができますよということを明記していただきたいと思うんですけど。これどうなんでしょう。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。補足があれば担当課長のほうから説明をさせていただきます。まず以前、前回行いましたアンケート結果によりますと、くじゃく荘及びしおさいの湯につきましては、町民の利用がけっこう少ない数字であらわれております。

またあの条例のことを言われましたけども、先ほど山口議員の言われた条例につきましては今後廃止の予定をしているところであります。

議 _____ **長** 補足説明がありますか。いいですか。説明ないそうです。はい、山口議員。

3 番 山 口 そのこのところはやっぱりせつかく去年の10月の7日の長崎新聞の売却譲渡という記事ですね、こんなでかでかと、もう別に出す必要ないんですけども、載って、町民としては寝耳に水まさに唐突なことなんですよ。だからそれに対する全くきちんとした行政からの説明というのがない。説明があっているのはですね。いわゆるこの川棚町大崎観光施設あり方に関する基本方針、これがホームページに載っただけなんです。そしたらこれをホームページを丁寧に見られた町民が何名おるのかと。小さい字で8ページにわたって細々と書いてあります。専門的なこと。だからこの点についても少し情報発信という観点からいけば、町民に対してわかりやすい方法での情報発信ができなかったのか、じゃあ今後どういふなことをきちんと情報発信していくのか、この点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 現在山口議員のおっしゃるように、本町ホームページまたはかわたなの広報誌等で発信をしているところがございます。それ以外に前回総代会のほうでご説明をさせていただきました。まだまだ不足のところがある

うかと思いますので、その度機会があることに発信をしていきたいと考えております。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 あの、情報発信というのは、これ町民の財産を処分するわけですから、やはり町民が財産を処分をしてももうやむを得ない時期なのかなと。確かにこれの報告でいけば、くじゃく荘の町民利用というのがここ3年間では8.7パーセント、それからしおさいの湯については、26.7パーセント確かに町民のいわゆる利用というのは少ない。しかしそれでも逆に考えれば、まだ町民の方がしおさいの湯は3割近い方が利用している。くじゃく荘についても、10パーセント近い方が利用しているということ考えれば、町民に対して、いわゆるこれがなくなるということの不安を払拭するためにも、早期に丁寧な発信に私はしていただきたいと思うんですが、どうなんでしょう。

議 長 産業振興課長。

産業振興課長 はい。先ほど町長からの答弁にありましたように、大崎観光施設の今後の運営について、さらに詳しく公募を開始する時期に併せて4月くらいには皆さんにお示ししたいと思っております。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 それでは次に行きますけども、現在10月7日に新聞発行されてこれが一般的な情報発信だろうと思っております。それについてですね、例えば現在までに業者等から、あの興味があります。とかそういう問い合わせがあってきているのか、できればそれのもしあってるのであればですね、業者の町内、県内、県外そういったことの含めてお尋ねしたいと思えます。

議 長 副町長。

副 町 長 前回の議会の中でも若干件数については触れさせていただいていると思えますけれども、6件ほどの問い合わせがあっております。

またその問い合わせをいただいている事業者からはですね、大崎半島の施設については、宿泊施設、温泉それから海水浴場、キャンプ場等施設が一体となった恵まれた環境であり、かつ交通の利便もよく、近隣にはハウステンボス、それから嬉野温泉、波佐見焼有田焼、さまざまな観光施設があるということで、大変素晴らしい観光資源だというふうに大変興味を持っていただ

いているところであります。以上です。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 興味があるということで問い合わせが6件ほどあっているということでございますが、じゃあ、この選定についてですね、応募者が多数あれば何らかの形で選定をしていく必要があると思えますけれども、この選定については入札とかそういったことはどういうふうに考えておられるのか、その点をお尋ねしたい。

議 **長** 産業振興課長。

産業振興課長 先ほどの質問にお答えします。今現在想定しているのは、プロポーザル方式の入札を検討しているところであります。以上です。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 プロポーザル方式であればですね、当然そこにいわゆる評価とか点数その他が入ってくると思うんですけども、これについてのですね、選定委員会等についてはどういうようなかたちで人選していくのか。この中に例えば、もう完全に役場外の方をお願いするのか、それとも役場を含めて、いわゆる専門家等を入れながら選定していくのか、この点の構想をお尋ねしたい。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。あの今現在の要項の検討をしている段階でございますので、誰を人選するということは今のところ決まっておられません。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 できればですね、庁舎内だけではなく、大崎観光を発展させていくという点からいけば、このなかに、専門家等を入れる考えはないか、この点だけ改めてお尋ねしたい。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。山口議員がおっしゃるとおり専門家の知見または知識人の知見を欲しいところでございますので、そういった方々に参画していただくのは当然のことと判断しております。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 次に、同じ要項関係ですが、今のところ売却譲渡がくじゃく荘・しおさいの湯でございますが、これに付随する温泉源というのは敷地外

にございます。それからそれに付随して現在マイクロバスとかそういったものを使っておりますが、こういったものについての売却譲渡というのはどういうふうに考えているのか、恐らく温泉源はキャンプ場の入口にありますので、これを飛び地みたいなかたちで売却というのも不可能だろうと思うんですけども、その点はどういうふうに捉えているのか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 温泉源につきましては、現在の場所が県有地となっております。ここを売却となるとちょっと手続き上難しくなってきますので、これにつきましては今現在検討中ということで回答させていただきます。

2点目の今お持ちになっておられますマイクロバス関係の資産につきましては、今観光協会と協議を行っているところであります。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 要項に関わってきて、歯切れの悪い答弁をいただいたものから、できればもう少し早めに応募要項というのは提示して、もう来年の今の時期にはほぼ移行その他準備する必要がある時期なんですよね。これは私は非常にタイトな日程の中で、こう準備が進めていくのかどうか、そこら辺の日程はどう考えておられますか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 はい。今後のスケジュールにつきましては、全員協議会のほうでもお示ししたとおりを考えておりました、選定にあたりましては、なるべく早い時期に、今の予定よりも早めに決定するように考えていきたいと思っております。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 ちょっとですね、今の質問でいけば、議員の方には説明申し上げましたよと。じゃあ町民には説明していないわけですよ。スケジュールとか何とか。だからそういうために、私はわざわざ代表質問やっているわけです。傍聴者もみえてる。議会を通じて、情報は知りたいと。だからそういった点でいけば、議員の全協で説明したよと。それじゃなくて、この場で具体的にどう考えているのかそのスケジュールの説明もお願いしたい。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 今後のスケジュールについては売却譲渡の施設におきまして

は、4月の中旬ごろに公募要項を作成して、下旬には公募を開始したいと思っております。7月から10月までの間に募集をかけて売却譲渡予定事業者の審査決定を行い、11月から12月ぐらいには議会の議決をいただきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 公募要項については現在検討中でございますということですが、若干そこらへんにちょっとついて危惧されることについて、お尋ねしたいと。ただその公募要項が厳しくなればなるほどですね。逆に言えば公募するその事業者が減ってくるんじゃないかと。そういう点も危惧されると。そういうことを気にしながらですね、あの2、3点ちょっとお尋ねしたいんですけども。

大崎温泉設置条例の第3条の第2項に歩行プールなどにおける健康増進に寄与することとこういう項目があるんですけども。これは今まで大崎温泉については歩行浴その他でいわゆる体調が悪い方その他が、健康回復のためにかかり利用されてきたと。そういったことは応募要項に入っているのかどうか。

議 _____ **長** 産業振興課長。

産業振興課長 今の質問にお答えします。公募要項の内容につきましては、機密事項でありますので、公開されるまではですね、機密事項でありますので。それまで詳しいことは申し上げられません。ただあの今までのあの健康増進に向けた取り組みについては考えていきたいと思っております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 はい。確かに公募要項は公表されるまでは、いわゆる機密事項であるということは重々承知しながらですね、お尋ねするんですが。

例えば売却譲渡ですから、購入後すぐに利益目的のために転売とか譲渡とか仮にね、そういったことが起こりかねないこともあると。それから例えば、土地もかなり広い土地が全協で説明してましたけども。くじゃく荘については周辺土地1万5,000平米、それからしおさいの湯については、1万7,700平米それを含めての売却になっている。じゃあこういったいわゆるこの転売防止であるとか、こういった土地の再開発こういったことが可

能なのかどうか。いわゆるそういったことが可能になってくればですね、周辺とのその周辺の住民の方との、色んな協議も必要になってくると思うんですけども、そういった部分については公募要項の中で検討されているのかどうかちょっと、機密と言われれば機密で押し通されれば仕方ないんですけども。こういった点は細かいことはないにしても、大まかな点だけでもお答えいただければと思っております。

議 _____ **長** 副町長。

副 町 長 お答えします。その公正取引委員会における機密事項という部分につきましては、先ほど公募の内容に盛り込むかどうかというところでお答えをしましたけれども。あくまでもその要件というのは、入札を妨害するものというふうに考えておりますので、そのような今議員がおっしゃられた転売するとか、町や町民の方の利益に繋がらないものというものは当然判断していくべきだと思っておりますので、そういう条件等にはそういうところも当然ながら入れていくべきじゃないかというふうには考えております。以上です。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 それではですね、ちょっと先のほうにいきますが、観光協会と協議はなされていると思うんですけども。どうやった協議内容が観光協会から出されたのか、先ほどの町長の説明では公益事業の部分とそれから観光協会の組織の件が主なものであると言われたんですけども。具体的にどういったことがこう言われてきているのかちょっとお尋ねしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 長 補足があれば担当課長のほうから説明をさせていただきます。まずあの観光協会と協議を行っております。その中で、まず1つ目があの今働いている方の雇用の問題、それとあの地元の地場産業の食材等を使っておりますので、そこら辺をあの地場で取引をしている業者の取り扱い。主にその2点が主なものであります。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 特にですね、私ら議会としても気になるのが、現在の観光協会あの職員の方なんですね。これ現在恐らく私が手持ちしている資料は令和4年度の決算資料なんですね、観光協会の。これによりますと、いわゆる観

光協会の現状職員の方は正規の方が10名、それからパートの方が21名と。じゃあこの方たちがいわゆる令和7年の3月31日に民間に売却譲渡された場合には、その時点で一応雇用が無くなる可能性がある。じゃあそういった方の雇用についてはですね、公募要項でまたこれも機密事項といわれるのかどうか別ですけれども。この雇用についてはいわゆる町の財政圧迫でいわゆる売却譲渡するわけですから、その補償というのはなんとか町でも考えてやらないといかんのじゃはないかと。そうしたときにこの方々たちを公募要項の中で、新しい事業者、手を挙げられた方に、再雇用といういうべきなのか、そのまま継続雇用になるのか、そういったことをこうお願いするということのようなことは全く考えていないのかどうか。その点をお尋ねしたい。

議 長 町長。

町 長 はい。今あの雇用されている方々については、再度次の事業者でも雇用していただくように要項の中にもそこはお願いしていくようにしております。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 あの若干ね、公募要項については機密事項、公募要項その他にこう現に関連しているわけですけれども。少なくともですね、この現在正規含めて、31名の方々。これ完全にね、次のいわゆる雇用先がなければ失職するわけですよ。だからそういったこと含めればね、やっぱりきちんと載せますって言っていただきたいんですよ。載せていくのかお願いしますじゃなくてですね。載せる条件付きですよ。それぐらいの強いかたちでそのいわゆる売却譲渡の場合にはお願いをしたいと思っているんです。そこどうでしょう。

議 長 副町長。

副 町 長 公募要件に盛り込むかどうかの回答は、先ほどから申し上げますように、その機密事項ということで、何を入れるかっていうのはこの場では申し上げられませんけれども。その例えばあの盛り込んだとした場合に、先ほどは入札中の妨害というふうに申し上げましたけれども。その条件を盛り込んだ場合に、例えばで申し上げますと、全国で事業を展開してる事業者が、手を挙げたとする場合に、そのような事業者がものすごく食材にこだわっていると。そういった場合に全国の農家さんと提携を結んでいて、川

棚の今回の売却にも参加したいけれども、そういう制限が掛かるというところで、手を挙げられないというような独禁法の規定に接触する恐れがあるということも公取のほうから確認をしておりますので、そこら辺も慎重に今後検討をしながら、どのような条件であれば、そういう法に接触をしないのかということも判断しつつ盛り込む条件を検討していきたいというふうに考えております。以上です。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 特に観光協会の方がですね、観光協会というのは、現在は川棚町の大崎観光施設の全ての施設を一括して指定管理で受けられているわけです。そしていわゆるこの観光協会のいわゆる業務内容からいけば、一つは公益事業これまた後で繰り返します。それともう一つは収益事業なんですね。収益事業というのが、主なものがくじゃく荘とそれからしおさいの湯なんです。ここからのいわゆる収益が上がることによっていわゆる観光協会の職員を雇用されている。そうすればこの部分が、非常にあいまいなかたちで、ここ1年間このままいった場合に、働くモチベーションその他が下がりやしないかと。その結果として、いわゆる町民へのサービスが落ちてしまう。そういうことに繋がりがねないということが危惧されるんです。そういったことで、こういったかたちの処遇についてはやはり十分に町として考えていただきたいとは思いますが、どうなんでしょうかね。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。山口議員がおっしゃることは、ごもつともなことでございますので、そこらへんは加味しながら今後進めていきたいと思っております。その内容につきましては現在観光協会と詰めをしておりますので、今後その雇用の問題、観光協会の問題は今観光協会と協議をしている最中ではございますので、来月中ぐらいにはある程度の方向性が見えてくるのではないかと判断しているところであります。

議 **長** 山口議員。

3 番 山 口 はい。その点については有終の美を飾れるようなかたちですね、町としても配慮をお願いしていきたいと思えます。

それから次に1年後にはほぼもう新しい業者も決まって新しいかたちに入っていくのかと思えますが。それが来年の3月31日にして指定管理期間

が切れて、4月1日から新しい事業者にバトンタッチすることになるわけですが、その移行期間というのはどの程度設けられているのか、全くなくて、はいここでぶつり契約終わって4月1日から新しい契約ですよとというかたちで入っていくのかどうか。そういった点の移行期間その他をスムーズにいくようなかたちはですね、なんらか考えられておるのか。引継ぎも含めていくと思うんですけども、そういった点をお尋ねしたい。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。あの今言える範囲で大変申し訳ないんですけども、令和7年3月31日までは、今指定管理をお願いしているところでございますので、3月31日までは現在の観光協会に指定管理をお願いしているところでございます。それまでは今ある観光協会が責任を持って管理運営を行っていくものと判断しております。山口議員が言われるように移行期間、スムーズな移行のためにはある程度の期間が必要かと思っておりますので、次回公募により選定された事業者におきまして、お互いにその辺の意思疎通を行いながら、令和7年4月1日からの運営になるべく支障が無いように進めてまいりたいと考えているところでございます。

議 _____ **長** 山口議員。

3 番 山 口 次に観光協会のあり方について、ちょっとお尋ねしたいんですけども。現在の観光協会の活動拠点事務所というのがくじゃく荘内にあると思われるんですけども、そういったことも含めてですね、売却譲渡になればそこにそのまま観光協会が居座るということができないだろう。そうすればそういったことの観光協会の活動拠点等は町のほうで何か考えておられるのか、それとも町とは全く関係ございませんので観光協会で考えなさいと言ってしまうのかですね、そこはどういうふうに何らかのかたちでこう考えておられるのか。お尋ねしたいです。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。先ほど答弁いたしましたけども、川棚町観光協会の今後の方向性についてということで、今行政側と協議をしているところでございます。その方向性が決まりましたら、どういう方向になるのか、まだ決まっておりませんので、その方向性に決まり次第その方向に向かって進んでいきたいと思っております。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 現在観光協会というのは、大崎観光施設のいわゆる指定管理を受けて、運営をしながらいろんな形で、川棚町の観光の発信その他でいわゆる貢献をされておるわけですよ。でこれが現在一括して指定管理を受けて運営することによって、そこに収益事業部分も管理運営にされている。その収益によって活動が非常に幅広いかたちでなされていると思うんです。でこれをちょっとこう決算書で見ましたらですね、恐らくその収益部分が無くなれば一番少ない状況でいけば、いわゆる観光協会の収入というのがこれ間違いかどうかちょっと私もこれの総会資料でこう見たところでございますが、もう公益部分だけしか残らないと思うんです、現状でいけば。もう少し指定管理その他であればいくらかの雑収入が入る可能性があります、いわゆるそれでいけば観光協会の収入というのは、今現在会員これ203名か4名ほどあります。この方の会費これが年間100万ぐらいです。それとあとイベントその他するための町からの補助金収入が370万、これが収入としては、それに若干の繰越がありますが、純粹に言えばこれだけの470万500万弱しかないんです。

さあこれで従来通りの観光協会の運営ができるのか、それ同時に観光協会が公益事業として行っております現在くじゃくまつりであるとか夏まつりであるとか、さくらまつり、虚空蔵登山会等含めていわゆる町民の観光に貢献されていると、そういうこと考えれば、協議だけでいいのかと、少し例えば今までの長い間川棚町の観光に貢献されたとそういったことを考えれば、川棚町から補助金等含め助成していくというような考えはないのか、その点をお尋ねしたい。

議 長 町長。

町 長 はい。今現在なんですけども、観光協会にあり方につきましては、現在の波佐見町、東彼杵町を参考とさせていただきながら、どういう観光協会のあり方が一番いいのかというのを今検討しているところでございます。先ほど山口議員から言われたところの収支のほうは私どもも把握しておりますので、その金額では人件費等々がまかなえない状況になります。よって、今現在他の地域の観光協会を調査しているところでございます。以上です。

議 長 山口議員。

3 番 山 口 是非できれば観光協会のあり方については早期に結論を出していただければと思っております。

それからこれ最後になりますが、令和7年4月からいわゆる現在の検討あり方の方針でいけば、最大で6業者入る可能性があるわけですね。いわゆるくじゃく荘が一つ、それからしおさいの湯、それから自然交流広場、それからキャンプ場、海水浴場、それからいわゆるくじゃく園。これが単独でそれぞれ指定管理なり売却譲渡した場合には、最大限で6業者がいわゆる入ってしまうということになります。そうすれば今までの一括管理と違ってですね、6業者がバラバラでやればですね、大崎観光の一体化がなくなる可能性がある。それ危惧されるわけです。

それできればですね、非常にこれは勝手に私の仮称でございますが、町と新しい業者を含めて、大崎観光を一体化するために「大崎観光連絡協議会」とか、これも私の勝手な仮称でございますが、そういうことを立ち上げてその中で、大崎観光というのをいわゆる活性化していく協議をしていく考えはないかこの点を最後の質問にさせていただきます。

議 長 町長。

町 長 あの今山口議員がおっしゃったように大崎半島自然環境の豊かでありまして、本町の観光の目玉でもあります。今議員がおっしゃったことは重々理解はできるんですけども、やはり今後どういう事業者の方々が入って来られるか、今のところ不確定要素が多くあります。しかしながら川棚町の観光の目玉でありますので、その辺を今後協議の対象になろうかと思っておりますけども、業者が決まっておきませんので、今過程の話としては、ここではできかねるところでございます。以上です。

(1 1 : 2 0)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 1 : 2 1)

(…休 憩…)

(1 1 : 3 5)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、堀田一徳議員。

1 番 堀 田 おはようございます。議席番号1番堀田一徳です。質問を始め

る前に1月29日に発表された、第53回日本農業賞の集団組織の部で優秀賞に輝きました小串とまと組合のみなさま、受賞おめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

それでは町長に、2問質問をいたします。

1問目、緊急通報電話設置事業について。

高齢者や身体が不自由な人が、急病やケガなどで緊急事態に陥ったときや、一人暮らし高齢者の孤独感を和らげ安否を確認するため「緊急通報システム」があります。今後需要が増える可能性があることから以下の点を尋ねます。

①一人暮らし高齢者、障がい者の本町での世帯数は。

②緊急通報システムの年間稼働、受信状況は。

③緊急通報システムの誤報件数は。

④緊急通報システムは55台購入し機器の貸し出しがおこなわれているが、増設の考えは。

⑤設置するには3名程度の協力者が必要とされていますが、近くに近親者がいない場合の対応は。

⑥体調不良は深夜から早朝に発生することが多い。現場到着時、玄関が施錠されているときの対応は。

2問目、町の事務用封筒に広告を。

町の事務用封筒などを広告媒体として活用し、広告掲載することにより、町の新たな財源を確保し、町民サービスの向上及び地域活性化を図るために、町の業務で使用する事務用封筒などに広告を募集する考えはないか、尋ねます。

議 **長** 町長。

町 **長** 堀田議員から2項目のご質問をいただいておりますので、順にお答えいたします。

1項目目の緊急通報電話設置事業について、本町では、平成15年度から開始しており、現在1台破損しておりますので、54台の機器を有しております。運用システムは、利用者宅の固定電話に町が所有する通信機器を接続することで利用が開始され、利用者が非常ボタンを押すことで委託先の安全センターへ自動通報が届き、受信した安全センターオペレータから利用者へ

折り返し連絡を入れ、利用者の状態確認をとる仕組みとなっております。そのあと利用者本人の応答の状況により、協力者への駆け付け対応を依頼するほか、消防へ救急出動を要請することで、安全を確保するものです。

そこで、①の一人暮らし高齢者、障がい者の本町での世帯数のご質問ですが、実態調査による世帯数は、把握できていないことから、本町が所有する住民基本台帳の登録、身体障害者手帳の所持、介護保険での施設入所利用者の状況などのデータを整理し、集計したところ、65歳以上の単身世帯数は、約730世帯であり、身体障害者手帳所有者の単身世帯数は189世帯となっていますが、うち65歳以上の方で身体障害者手帳所持単身世帯数は97世帯となっています。

しかし、これらの方の中には、長期入院中の方や、住民票を移さず親族と同居している方もあるため、これより少なくなるものと考えられます。

次に②「緊急通報システム」の年間稼働、受信状況についてのご質問ですが、令和4年度の貸出設置件数の月平均は51件、令和5年度（令和6年1月分までの集計）では月平均48件であります。

年間の稼働件数は、令和4年度は正報4件であり、内訳は救急搬送3件、その他支援が必要となった通報1件であります。その他、相談連絡が93件、試し押し174件となっています。令和5年度は正報2件であり、いずれも救急搬送です。その他、相談連絡が86件、試し押し153件となっています。

次に、③の誤報件数についてのご質問ですが、令和4年度は58件、令和5年度は50件であり、いずれも「うっかり押し」であります。

次に、④の機器の増設の考えは、のご質問にお答えします。

現在、49台を貸し出しており、貸し出し利用の申請は、各地区民生委員の方が訪問等により、申請者の身体状況や家族の状況を把握していただいている場合や、介護認定を受けている方や身体障害者の方は、担当の介護支援専門員や障害福祉サービス相談支援専門員が同様に申請者の状況を把握した上で、利用申請をしていただいております。生活状況での設置の必要性に鑑み、貸し出しております。

今日の携帯電話の普及やICT活用や訪問などによる民間事業者の見守りサービスもあることから、一人住まいの方でも、ご自身にあった、緊急連絡

の手段を利用することができる状況にもあります。

本町の機器は、現在、5台の空きがありますが、この3年間でも利用に空きがない状況となったのは一月（ひとつき）のみでございます。

しかし、今後、申請者の増加により、設置の必要性のある方が増え、機器の空きがない状況が続くようであれば、申請者の経済的状況等を考慮しながら、増設を検討していく必要があるものと考えているところであります。

次に、⑤の設置するには3名程度の協力者が必要とされてるが、近くに近親者がいない場合の対応は、とのご質問ですが、協力員につきましては、親族等の近親者のみとは限定しておりません。

ご近所の方など、日頃から親しく付き合いがあり、訪問が可能である方などが考えられ、緊急時にご本人宅へ、駆け付け安全確認等の対応していただくことを理解していただける方であれば、協力者としてふさわしいのではないかと考えるところであります。

次に、⑥の深夜から早朝に発生した場合で、現場到着時、玄関が施錠されているときの対応についてのご質問にお答えします。

まず前提といたしまして、機器設置の折には、安全センターが聞き取り確認を行いますが、非常時に玄関以外に入れる場所窓などがありますが、本人以外の鍵保持者の有無、居ればその方の駆け付けに要する時間、等を確認しております。

そして、実際に通報があった場合は、安全センターのオペレータが、利用者本人の状況にも寄りますが、会話ができる状態の場合には、鍵の施錠をしているか、施錠している場合は自分で開錠できるか等の確認を行います。

その結果として、現場に到着されたのがご家族ではなく、協力員等で入室する手段が何もない場合や、本人が在宅しているかどうかも定かでないような場合は、安全センターから消防へその旨も伝えて出動要請を行い、あとは現場での消防判断により破壊侵入または警察の立ち合いを待つ場合もありますが、そのようになります。

このため、協力員や近隣の方が駆け付け、室内の様子と本人の意思表示を確認できるようであれば、室内への入室により救護対応が可能であるものと考えますが、破壊行為による入室は最終手段であり、事前に警察に通報することが望ましいのではないかと考えているところであります。

2 項目目の町の事務用封筒などに広告をのぞき質問にお答えいたします。

お尋ねのありました町が有する広報媒体を活用した財源の確保等に関しまして、想定される広報媒体である事務用封筒、及び世帯広報誌について答弁いたします。

本町における事務用封筒は、今年度の実績で申し上げますと、角 2 サイズを 9, 1 5 0 枚、長形 3 号サイズを 9, 4 5 0 枚、それぞれ発注し、合計 2 2 万円を支出しております。

また、世帯広報誌につきましては、毎月 2 0 ページ 5, 3 5 0 部を制作しており、制作委託料は年間 2 2 9 万円の支出であります。

広告を取ることで、議員が挙げられるように、新たな財源として活用することが可能であります。

しかしながら、事務用封筒に関しては、現在、表面のみ印刷しておりますが、広告枠を追加することで新たな費用負担が生じることや、他の自治体の広告料を参考に本町における広告料を設定した場合、大きな収益が見込まれないこと、広報誌に関しては、現状においても、限られた紙面の中で、町民の皆様へお伝えしたい各種施策の周知事項等を取捨選択しており、新たに広告枠を設けることで、お伝えすべき情報が見えづらくなることや、情報量が減ることが懸念され、加えて、現在、まちづくり団体や関係団体を実施するイベント等の情報を無料にて掲載しておりますが、そのような取り扱いも見直す必要があると考えております。

これらのことから、広告を取ることでのメリット・デメリットを慎重に検討いたしました。現在のところ、広告を取ることは考えておりません。以上答弁いたします。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 じゃあ一問目についてですけど。

その緊急システムはやはり一人暮らしの人がその緊急時に固定電話を使って、固定電話があるところの、で、安全センターに登録をしまして、一つのペンダント型とか固定型のボタンを押して、通報するようにこうなっておるようでございますけど。

やはりこれを使っただけで、先ほど先月でしたかね、町内で 6 5 歳の人が 3 日間わからなくなって、その 3 日目に発見されたっていうことですね。これは

その障害者でもなんでもなく普通の人でも突然死ということですが、そのときにそのそういった緊急通報システムがあったら、もしその3日間もわからなくじゃなくて、そのときに応じてすぐ駆けつけて来られたのではないかということをごうあとから思ったわけです。

それでそういったことでこの質問にいたったわけですが、やはりけっこう稼働をされているんですね、年間稼働51件あったということですが。相談ケースもけっこうあるということですが、相談というのは、その高齢者あるいはその障害者の方が一応そのボタンを押されて相談されるんだらうと思うんですけれども。その相談の内容というのは、その安全センターですかね、安全センターからで、その話し相手みたいな格好になってることになるんですかね。その相談というのは、どういった相談内容があったのかちょっとお聞きしたいと思う。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい、お答えいたします。相談内容につきましては、毎月安全センターのほうから状況の報告があつているところでございまして、相談内容はいろいろ、さまざま内容でございまして。薬の飲み方であるとか、単に話し相手になってもらいたかつたような状況。それから、ちょっと入院をします、とかですね。不在にしますとかそういった連絡も含めて、設置者から連絡があつた内容を相談として、件数としてあげてあるものでございまして。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 確かに、一人暮らしの世帯にすると誰かの話し相手がほしいという考えがあるかと思うんですね。そういった中でその緊急通報システムは大変いい仕事をしているんじゃないかこう思っているわけですね。やはりあのそういったことで誰かに連絡をするということで、自分の身の安全を守るっていうことが大切になるんじゃないかこう思っています。それに併せて誤報もあるというのは先ほど説明ありましたようにちょっとしたことで当たつて、そのスイッチを押してしまったとか、そういったことだろうと思いません。

次の世帯数ですが、65歳以上が730世帯、それでそのほかに障害者等が189世帯こうあるわけですが、65歳以上の方で元気な人も含めて

でしょうけど、やはり、先ほど言いましたように突然死ということがあるわけですので、やはりこう周知をされて、そのこういったことがありますよっていうのを町民の方でどれだけの人が知ってるか、その辺がちょっとわからないわけですけど。周知っていうのはそのホームページあるいは広報誌でされていると思うんですけど、こういったパンフレットがありますよね、緊急通信サービスのご利用のしおりというのがありますけど。これは各世帯に配付65歳以上の高齢者の方に配付するということは考えてはいらっしゃるんですか。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。お答えいたします。ただいま65歳以上の一人暮らしの方に町民も含めて広く周知をするような考えはというようなご質問かと思えますけれども。現状貸し出しをしておる対象者は、町長の答弁のなかにもありましたように、やはり一人暮らしの上ではその危険性が高まっているような状況の方を中心として今現状貸し出しをしております。

民生委員の方で生活の状況を確認をしていただいたり、介護の認定者であったり、障害者手帳をお持ちの方で、生活の中でやはり不安を感じておられる方を中心として貸し出しをしておるわけでございますところで、今の利用に至っておりますので、元気な方等がやはり万が一のことを考えて利用をするということでございましたら、民間の見守りサービスなども各種いろいろございます。自分にあつたものをなどを選定していくこともできますし、今はやはり携帯電話の普及により、必要性もそれぞれの考え方による状況かと思えますので、現状ではやはり現在のおかれている状況で不安を感じてる方を中心としてですね、貸し出しをしているところでございまして、利用することができるということは周知してかまわないかと思えますけれども。

やはり実際の利用にいたる状況としては、現在の置かれている状況をやはり判断しながら、町の機器としては貸し出しをしていきたいというふうに考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 あの、この緊急通報システムサービスのご利用のしおりっていうのを、高齢者いわゆる65歳以上ですね、一人住まい。その方たちに一応

その配布ですね、車の免許を持ってらっしゃるとかそういった方は多分自分でもどうにかこうできるんだろうと思います。ただ、もう車も持ってなくて、本当に一人で元気な人でも一人、あるいは持病を抱えている方がいらっしゃると思うんですね。ただ介護保険とかそういったああいう資格じゃなくて、なにしろ普通の人でもちょっとした心臓の病気持ってるとか、あるいは突然でいうごと脳の病気あるいは、くも膜下とかそういうこともありますので、やはりあの、元気な人でもやはりこの事業のしおりというのは配布してもいいんじゃないかと思えますけど。どうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、事業の対象者というのがあります。その中におおむね65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯、おおむね65歳以上の高齢者のみの世帯、緊急通報の連絡が難しい一人暮らしの障害者世帯、緊急時の通報連絡が難しい障害者のみの世帯という事業の対象者がされておりますので、元気な方にこれをなんていいますか周知するものではないものと考えております。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。それはこうわかってるんですけど、わかってるんですけど、確かにあのこの対象者はですね、そのそういったこと書いてありますけど。その一番最初にその65歳以上の一人暮らしの高齢者世帯というのがある、それを言っているわけですので、その病気を持っているあるいは障害者っていうのはもうもちろんですけど。元気な方の65歳以上の一人住まいにこういったしおりあたりを配布できないかっていうことを言っているわけです。確かに、これも条件が固定電話のみでございますので、固定電話がなくて、携帯しかありませんって、持っていないということになりますと、民間の整備会社そういったところにお金を払ってするんだろうと思うんですけど。この固定電話システムあたりでは料金設定はいくらぐらいになっているんですか。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。お答えいたします。料金については、ご本人さんが固定電話を利用する使用料、それからそれにかかる電気料といえますか、こういったものは個人負担になるだけで、今現状はもう町が設置の取付費、それから運用費、これを町が負担をしている状況でございます。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。次の増設の考えはということで、先ほどの町長の説明では高齢者が増加していく中で検討の余地があるというような考えですけど。

この先ほどから言われてますように、対象者があるうちの65歳以上の方が1日のうち、8時間ぐらい家の中におる人が大体対象になるんだろうと思いますけど。障害者は2級以上、あるいは聴覚・音声言語機能の障害3級以上の方が大体対象になられているだろうと思います。

また先ほどから言いますように65歳以上の一人暮らしの方というのはやはり対象になると思いますので。その、行政の言うことわかるんですけど、やはりあの周知をされて希望者にはやはり貸し出してもいいんじゃないかと思えます。

だから先ほどのこう世帯数からすれば、ちょっと55台では少ないという感じがするわけですけど、やはりまだ町民の方にも十分な周知ができていないようにもあるので、知らないんじゃないかという感じがするわけですね。だからそういった65歳以上の方に先ほどから言いますように、このしおり要するにこのパンフレットあたりを配布したらどうかっていうことですけど。この倍ぐらいまでとはいきませんが、やはり100台ぐらいの増設をしてもいいんじゃないかと思えますけども、どうでしょうか。

議 長 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。お答えいたします。町が増設を仮にしたとしても、やはり今現状おかれている状態でやはり万が一のことが起こる可能性が高い方を優先して貸し出しをしている状況でございます。

例えば要介護認定者などが先ほど申しあげました65歳以上の単身世帯の高齢者の中で、すみません。介護の認定を受けている方が、101人ぐらいいらっしゃりまして、うち要介護1以上の方が61人ほどいらっしゃるようです。こういった要介護状態の方がやはりそういった現状、おかれている環境の中で、利用をしていくというなことになりますと、当然の現状の中からやはり設置をしていくと、町としては考えていく必要があるかと思えますけれども、まだ元気な状態であるというような方で、連絡手段もある、それからまだ携帯の所有、それから民間のそういった見守りサービスもあるということ等を考えますと、町としてはやはりその危険性が高い方を優先して貸し

出しを行っていくという考え方で努めておりますので、全て65歳であるから申請をして現状で貸し出しをしていくというようなことは今のところは考えておりません。

ただ今後増えていくことも予想されますので、そういったときはやはり経済状況などもやはり鑑みて増設を検討していく必要はあるんじゃないかというふうに考えます。以上です。

議 **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。次の協力者についてですけれど、基本的には3名程度というふうなことでしょうけど。近隣者、隣近所の方をお願いをするというのが一番なんだろうと思います。

それでこの近隣者というのが、例えば仲のいい近隣者やったら、多分いいんだろうと思うんですけど、やはり先ほどこう町長の説明にもありましたように、安全センターからそのままその本人さんにその声かけをされて、対応をされるようであれば、そのそこからその消防とか、あるいは、近い人に救急車の配備あたりをこう頼まれるんだろうと思いますけど。

やはりこのここに、近親者のあいだで大体そのその対象者のところにかかるのは大体何分以内とかっていうふうな項目あたりは考えられてあるんでしょうか。

議 **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。ただいまの協力員の駆けつけの時間は決めてあるのかという状況ですけれども。協力員の方の登録には、遠方の方の親族の方など生活状況をよく把握してる方などの協力も含めて協力員として設けております。

駆けつけの時間で何分という制限的なものは特に設けておりませんが、やはり駆けつけをしていただけるような方については、時間的な、短時間で駆けつけていただくような方を協力員としてやはり一人程度はやはり要請をしていただければ、いいのではないかというふうに思っております。

安全センターのオペレーターが緊急通報を着信して、やはりその本人さんの応答の状況など、応答できない場合にはもうその協力員に連絡をして駆けつけ応援を確認を頼んだりというようなことを考えてありますので、これができる状態の方は短時間のほうが良いというふうに思っております。

ただ協力員の中で親族、現状生活状況を分かっている方の親族としては、鍵のある場所とか普段の生活での中心となる居所ですね、家の中での室内での居場所、こういったものも駆けつけをした際の、なんて言いますか、情報と言いますか、救急隊が到着、仮にしたとしても、そういった中の様子を知ることができなければ、どこにいらっしゃるかというような状況などもありますので、これはもうやはり親族の方が、協力員として協力をしていただくことも、やはりそれも必要かというふうに思っております。

ですから、先ほど質問にありました何分以内というのは特に決めておりませんが、駆けつけていただく方は、できれば短時間に駆けつけてですね、様子の確認をしていただけるような方のほうが一番望ましいのではないかなというふうには思っております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 この協力員ですけど、やはり一番いいのは近くに親族の方がいらっしゃるのが一番いいかと思っております。もし親族がいらっしゃらない場合、民生委員あたりは協力員として、登録をされるのかお尋ねをします。

議 _____ **長** 長寿支援課長。

長寿支援課長 はい。お答えいたします。民生委員の方を協力員として登録をしなければならぬというふうにはやはり考えておりません。やはり民生委員さんの負担を考えると、そこで協力員としての登録を応諾していただいているような状況であればですね、それは喜んで協力員としてのご協力をお願いしたいと考えておるところでございますけれども。

民生委員だからといって、強制的に協力員になってくださいというようなことは申し上げられないのではないかとこのように考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 やはり一人住まいのときにはそういった近くに近親者がなかなかいないということがあつたりしますもので、次の⑥のその玄関が施錠されている場合は、町長説明のとおりだと思いますけど。

やはりあのどうしてもいないときには、先ほどから言いますようにオペレーターセンターから本人が通話をできる範囲であれば、そういった鍵を中から開けることができると思いますけど、そのある程度苦しくなって、本人

さんが苦しくなってボタンを押す手間もかかからないというとき、押した後その応答がないというときにはもうどうしようもないと思うんですね。そういったときにはやはりまっすぐオペレーターセンターから緊急の消防のほうにいてその対応をされると思うんですけど。

やはりあのなかなか一番いいのは先ほどから言いますように、近隣者におって、鍵を預けとって、鍵を開けてもらうとか、あるいはその窓ガラスを割って、近隣者にそういった対応のときはその窓ガラスを割って入ってもいいですよっていう了解をもらってですね、そういうふうにしておくのが良いかと思えますけど。

やはりあのこのシステムあたりは一人住まいで元気な方でも突然死ということがありえますので、ましては質問事項に書いてありますように、大体深夜早朝そういった事態が起こりかねますので、やはりもう少しそのパンフレットあたりを周知、あるいはこの広報誌にでも年に1回ぐらいは書いてあると記憶をしておりますけど、やはりもう少しそういったことを周知もしてもらっていいんじゃないかと思えます。

次に、2問目の事務用封筒に広告をということでもちょっとお話をしたいと思えます。事務用封筒ですね、これは宮若市の事務用の大きな封筒ですけど、こういったところで広告が入っているわけですね。だからこの広告あたりをするといくらかの収入になるかっていうことで、質問をしたわけですけど。地区の広報誌、これは「広報おおうら」っていう町の広報誌なんですけど。こういうふう到最后のページに広告面ってして、こういうふうには10枠の広告のあれがかいてあるわけですね。

だからこういった中で、その広告をできないかっていうことで質問をしたわけですけど。去年ですか、23年保存版の「暮らしの便利帳」というのが各世帯に配付されましたけど、この中に広告が載っているわけですね。ずっと広告が、町内の企業者が全部載せてあるわけですけど、これは、この広告はどういった状況でこういうふうにか載せるような経緯になったのかをちょっとその辺をお聞きしたいと思えます。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 「暮らしの便利帳」についてお答えいたします。そちらにつきましては民間事業者と基本的な事業、そしてタイアップということで、行政

もかかわりながら主体的にはそちらの民間事業が発行するという内容となっております。そういう中で広告料としても民間企業が独自の基準でとっておりまして、そういう中で割と高額な単価設定になっておったと記憶しております。

そういったところで、発行費自体も広告費にて全額賄われておりまして、町の負担というのは行ってないところなんですけど、先ほど申し上げましたように割と高価な設定となっていたということから、そういった町費の負担もなく発行できたものと理解しております。以上です。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 封筒ですけど、ある町の封筒ですけど、角2型で大体1枠につき3万円の料金設定をされております。それで長い3型の封筒ですかね、それに1枠5万円ですね、で設定をされております。それでその広報誌の先ほどこう見せましたように広報誌は1枠5,000円、1枠ですね。そしてその企業が言うごとその自営業で町外に事業者などを有するところ、それは1枠1万円で広報誌は計画をされているようでございます。

ただこれも、簡単にすぐできるっていうものじゃなくて、やはりあの行政のほうでそういった事業の要綱とか、掲載要綱とか、そういうのはやっぱり設定することがあるかと思えますけど。先ほどの町長の答弁であの考えてないということでしたので、もういいかなって思うんですけど。

しかしいくらかの収入はこう得るじゃないかなと思うんですけど、やる価値はあるかと思うんですけど、やはり、ないということで諦めていいんでしょうか。前の町長もそういった平成23年の12月の議会で質問をしたわけですね、そのときには町内にちょうどそのころは景気が悪うございましたので、町内にそういったことを広告を載せるような企業がないということで答弁をいただきました。

しかし、今現在はそれから10年何年経っていますので、景気も株価も上がり景気も上向いているようでございますので、企業要するに事業者としてもこういった広告を出すメリットはあるんじゃないかと思えますけど、その辺の考えはどうでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。申し上げます。先ほど町長から答弁がありましたとお

り、町としましては、まず事務用封筒につきましては、議員も他の自治体の調査をされておりますが、こちらとしても県内の自治体の事例も確認しております。

県内の自治体としましては、壱岐市と五島市において、広告を封筒においてとってありまして、単価もそれぞれ考え方まちまちであります。仮に平均ということで考えますと、1枚あたり角2の封筒が3.2円、長3の封筒が1.5円ということで平均ということになっております。

これで町の広報印刷枚数発行枚数を換算しますと、そして今の封筒の枠を勘案したときに、それぞれ2枠程度設けられるかなと考えております。そうしましたときに、角2のほうが4万9,000円程度、そして長3のほうが2万8,000円程度の広告料収益ということになります。

これに対しまして、費用としまして両面印刷ということになりますので、新たな費用が生じます。その新たな費用との先ほどの収益の差を申し上げますと、角2で2万8,000円、長3で282円程度の収益しか出ないということで、事務用封筒については先ほど申し上げましたように料金設定に応じて、その収益というか広告料が変わってくることは考えられますが、よその自治体の事例を参考にしますと、あまり収益としては出ないのかなと考えております。

そして、広報につきましては、広告料というよりは現状先ほど申し上げましたとおり、紙面の枠の掲載量の問題でありますとか、あとは既存の町づくり団体とか関連団体の広報をしておりますPRイベント情報とかのPR、そちらも広告をとることによって、線引きが難しくなりますので、一律例えば仮に一律そちらの今無償でやっているところを有償という判断もなろうかと思えます。そういったところを勘案しますと、今のところ広告をとる考えはございません。以上です。

議 長 堀田議員。

1 番 堀 田 はい。先ほどからですね、22万ぐらいのしかないというふうな格好でございましたけど、やはりあの事務用封筒も全部合わせて普通の角で9,120枚あたりを注文されていることですけど。

これは町から発信する封筒全部ですよ。いうごとと税務関係のあれもそれから普通の封筒もでしょうけど。これやっぱり関連するところからでもそう

いった封筒あたりを使うと思うんですけど。やはり一つのただ川棚町役場という封筒もらうよりも、裏っかわにそういった町内の企業の広告を載せてもらったほうが、その企業もいろいろあると思うんですね、電気屋さんから、普通の水道屋さんから、建設会社さんあるいはグループホーム、そういったことも載せることを考えるとけっこういい周知になると思うんですけど、やはり財源の確保とまではならないという町の考えですので、私としてはいいんじゃないかなってこう思うわけですけど、やはり、そういう収入にならないということになるとできないということですか。

議 _____ **長** 同様の答弁になろうかと思えますけど。答弁はされますか。町長。

町 _____ **長** はい。先ほど企画財政課長からありましたように、角2で2万8,287円長3で282円の収益と言えば収益が出ますけども、今のところそこまでのことは考えていないということで答弁させていただきます。

議 _____ **長** 堀田議員。

1 番 堀 田 以上で質問を終わります。

(12:23)

議 _____ **長** ここでしばらく休憩をいたします。

(12:23)

(…休 憩…)

(13:30)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、堀池浩議員。

9 番 堀 池 議席番号9番堀池浩です。

まずはじめに、1月に発生した能登半島地震によって亡くなられた方々に哀悼の意を表するとともに、ご遺族と被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

それでは、通告に沿って質問いたします。

まず1問目、「緊急避難所運営について」です。

元旦に発生した、能登半島地震の報道に接するたびに、わが町の緊急避難所運営に課題を感じました。

台風や大雨災害対策として、事前避難を行っていますが、事前避難であるため避難者へは、自分の水分確保のためのペットボトルや毛布類を持参する

よう発信されていますが、緊急避難の場合は、着の身着のままでの避難となります。

どの地域でも、地震災害や土砂災害などの発生が考えられる中、本町でも緊急対応が必要となってきます。

そこで、以下のことをお尋ねします。

①指定避難所9か所で収容できる人数は2,650人となっていますが、備蓄されている非常食は、アルファ米や乾パン、レトルトカレーなど1,500人の3食分となっています。増量し各避難所に配備する考えはありませんか。

②簡易ベッドは現在10台確保されていますが、あまりに少ないと感じます。追加できませんですか。

③プライバシー確保のための、パーテーションは必要と思いますが、1枚も確保できていません。どのように考えていますか。

④指定避難所9か所のうち、畳の部屋があるのは総合文化センターといきがいセンターの2か所しかなく、学校や体育館はフローリングで床が冷たいため、高齢者のためにもユニット畳が必要と思いますが、確保する考えはありませんか。

⑤避難所を開設した自治会との連携はどうするのですか。

次に2問目、AEDの活用についてです。

突然死の原因となる心室細動（いわゆる心臓けいれん）に対して、電気ショックを行い、心臓を正常な動きに戻す自動体外式除細動器（AED）について、以下のことをお尋ねします。

①町の公共施設にあるAEDは屋内に設置されているため、夜間や閉館時には使用できません。屋外での緊急事態にも24時間365日使用できるように屋外設置はできませんか。

②AEDを使用する際、傷病者の胸部の素肌に電極パッドを貼り付けますが、女性に対しては使用をためらうケースがあるため、傷病者の胸部を覆う三角巾を一緒に配備できませんか。

③公共施設やコンビニなどにAEDが設置されていますが、設置されている場所から、遠距離となっている地域があるため、自治会公民館等にAEDを設置する考えはありませんか。

④心肺蘇生訓練も含め、防災訓練を、町全体で行う考えはありませんか。

以上で壇上からの質問とします。

議 長 町長。

町 長 堀池議員のご質問にお答えします。

元日に発生した能登半島地震では、現在までに死者241人を含み人的被害は1,538人、住家被害は76,257棟に及び、輪島市では、地震を起因とした火災で約5万平方メートルが焼失し甚大な被害を受けております。

本町といたしましては、3月の中旬から職員を派遣し、被災地の支援を行っていくこととしております。

今回は、このような大きな地震が発生した場合の、緊急的な避難所の運営についてのご質問であります。

まず、①の「指定避難所9か所で収容できる人数は2,650人となっているが、非常食はアルファ米や乾パン、レトルトカレーなど1,500人の3食分である。増量し各避難所に配置する考えは」についてであります。長崎県の災害時の物資備蓄等に関する基本方針で県民、市町、県の目標数量の考え方が示されており、市町においては、自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者3日分を目標に備蓄に努めることとされております。

本町の場合、自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者700人の3日分を備蓄の目標としており、そのうち、500人分を町で、70人分を県で、130人分を応援協定などによるものとしております。

このことから、県が示した目標数量を満たしておりますので、現在非常食を増量する考えはありません。

次に、②についてであります。避難所における簡易ベッドの利用は、高齢者や介護が必要な方の足腰への負担軽減、エコノミークラス症候群の予防、感染症対策など多くのメリットがあると、令和5年の6月議会で回答しております。

このため、本年度につきましては簡易ベッドを25台を確保しております。来年度以降も保管場所等を考慮しながら検討していきたいと考えております。

次に、③についてであります。地震による災害では、避難生活が長期に

わたることが考えられ、避難所におけるプライバシーの確保は必要だと考えております。今後、他の自治体の設置状況を研究し、どのような方法が適切であるか検討をしていきたいと考えております。

次に、④についてであります。ユニット畳については、保管場所や設置について課題があり導入することは困難と考えております。

そこで、ユニット畳に代わる軽量で保管場所が少なくて済む方法がないか検討を行い、今後対応をしていきたいと考えております。

次に、⑤についてであります。地震による大規模災害の場合は、自治会の方が被災され、地区公民館を避難所として運営することは困難な状況が考えられます。

このため、被災された方には、一時的に避難した地区公民館から、指定避難所に移動していただきたいと考えております。

この場合、一時的に避難した地区公民館へは、職員の派遣を行い自治会と連携しながら対応してまいりたいと考えております。

続きまして、AEDの活用についてお答えいたします。

一般社団法人日本救急医療財団が策定した「AEDの適正配置に関するガイドライン」によりますと、

1. 人が多い場所など心肺停止が発生する割合が高い、
2. 心肺停止のリスクがあるイベントが行われる、
3. 救助の手がある又は心肺停止を目撃される可能性が高い、
4. 救急隊到着までに時間を要する

などが、AEDの効果的・効率的設置に当たって考慮すべき要件とされています。

公共施設の閉館時に24時間365日使用できるようAEDを屋外設置できないかのご質問ですが、閉館時の公共施設周辺は、先ほどの要件の内、「人が多く出入りする場所」に該当せず、心肺停止が発生した場合に「目撃されやすい」「救助を得やすい」状況ではないと考えます。

また、いたずらによる破損や不適切な利用によりAEDが故障した場合、必要とされる場面で使用できないことも懸念されます。以上のことから、AEDを屋外に設置する考えはありません。

次に、AEDを女性に使用する場合の胸部を覆う三角巾の配備についてで

すが、議員がおっしゃるとおり配慮すべきと思いますので、A E Dの機能に支障を及ぼさない素材を確認し、適切なものを配備したいと考えております。

3番目の「自治会公民館等にA E Dを設置する考えはないか」についてですが、1台当たりの費用が高額であることや、設置後の管理面から、町が購入し、地域の公民館に設置することは考えておりません。

最後に防災訓練についてですが、町全体で心肺蘇生訓練を含めた訓練を開催する考えはございません。

なお、A E Dの使用訓練を含めた心肺蘇生訓練につきましては、これまでも多くの団体で開催されていますが、佐世保市消防局東彼出張所から職員を派遣していただくことは可能でございますので、自治防災組織や各種団体で実施をご検討いただき町のほうへご連絡いただければと思っております。以上答弁といたします。

議 長 町長。

町 長 最初の能登半島の件で、住宅被害は76,257棟に訂正願います。

議 長 堀池議員。

9番堀池 まず最初の非常食の増量、これは基本方針に沿っているということで考えていないというご回答でしたけれど、現在今1,500人3食分これはどこに保管されているんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。お答えいたします。現在の役場の庁舎に保管しております。

議 長 堀池議員。

9番堀池 役場の庁舎に今保管してると今言われたんですけど、緊急事態のときには色んな想定があるんですけれども。指定避難所までの運搬、これはどなたがされるんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。職員で避難所運営等役割を分担しておりますので、その中で、運搬をしたいというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 地震だけじゃなくて土砂災害等で、その道路関係が通行が厳しいという状態でも、職員のほうで運搬するということですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 大規模災害においてどれだけの道路が通れるか、ということもありはしますが、基本的に避難所に行けないというはですね、避難者も避難所に行けないというふうに考えておりますので、避難することができる場所に避難をお願いしたいということで、それに併せて職員が運搬等をするということと考えておりますが、そういったことで移動ができない場合自衛隊等へ依頼をしたいというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 今役場庁舎のところにまとめて置いてあるということなんですけど、指定避難所、まあ極端にいうと石木小学校、あるいは小串小学校、その指定避難所のほうに備蓄分の一部を保管するという事は考えられますか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。現在のところは備蓄場所等がありませんが、そういった倉庫等ですね、準備することができましたら、そういった場所にも保存したいと考えておりますが、特に食料品関係についてはですね、普通の倉庫だそうですね、やはり夏場の高温とかいうことで、品質の悪化もですね、考えられますので、そういった保管場所があればですね、そういった指定避難所に保管することも考えていきたいというふうに考えます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 夏場の高温関係、保管の分が問題にはなっているかと思うんですけど、今指定避難所で学校を使用しているところ、これ教室全部使っている、普通の教教育で、少し使用が少ないところがあると思うんですけど、そういうところに保管庫すると高温とかその辺の対応ができるんじゃないかなと思いますが、いかがですか。

議 長 教育長。

教 育 長 学校の平日、夏休み等は冷房を入れなければけっこう高温になって、保管は難しいんじゃないかと考えます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 今、非常食の種類の中で高温はちょっと厳しいよという、非常食はどういうのがあるんですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 高温というのも夏場特に屋外の倉庫だと、相当な高温になるということで、これについてはほとんどの部分が連続してそういった高温にあたると厳しいのではないというふうに考えております。以上です。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 すみません、私あの屋外に倉庫を設置してという話はしていません。その教室で利用が少ないところ、そういうところに倉庫を置いて保管したらどうですかということを行っているんですが、屋外のことは恐らく課長がそう思われたと思うんですけど。屋内に倉庫を設置してということで考えられませんか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい、屋外の倉庫でもですね、やはり直射日光っていうことがあります、大きな建物の中などですね。今の備蓄品については相当期間、賞味期限というか消費期限がありますけれども、持つんではないかというふうに考えます。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 先ほど聞きました非常食の中に、缶入り乾パンこれ確か1, 200個だったですね。アルファ米が1, 200食、レトルトカレーが1, 200食、缶詰パン960個、それと保存水が8, 472本が非常食用としておいてあると思うんです。その中で高温のところに置くとちょっと厳しいよってというのはどういうのが考えられますか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 すみません、今言われた高温ってというのは先ほどの屋外の話なのか、屋内の話で。すみません、屋内の部分では先ほど話したようにある程度持つんではないかというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 それでしたら先ほど倉庫の設置の場所とか、そういうの調査していただいて、でここだったら可能だなというのがありましたら、是非配備してもらいたいなど。ただ言っても1, 500食全部そこに入れるというこ

とではありません。例えば石木100食、小串100食はそこに置いておきましょうというかたちでお願いしたいと思うんですけども、検討の方はどうですか。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。学校、教育委員会ともですね、話しながらですね、今後検討していきたいというふうに考えます。

議 _____ **長** 堀池議員。

9番堀池 じゃあ2つ目の簡易ベッド、これはすみません、答弁で25台確保と、私10台しか確認しなかったの、先月まで10台だったと思ったんで、申しわけないです。数えを間違えたかもしれません。

ただ、緊急避難の場合、ほんとにこの25台で行けるのかってといったときは、まだ今後増量は考えておられるということで理解でよろしいでしょうか。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。財政状況等考える必要がありますが、保管場所ですねそういうことを考えながらですね。年度ごとに少しずつは増やしていきたいというふうに考えております。

議 _____ **長** 堀池議員。

9番堀池 これも各指定避難所のほうに倉庫が設置できるということがあればその中でここに10台とか、少しずつ増やして、少しずつというよりも早くしてもらいたいんですけども、そういう考えはありますか。

議 _____ **長** 総務課長。

総務課長 はい。まず、地震等の大規模災害よりも台風やそういった部分で利用したいという考えもありますので、まずは役場庁舎内に今置いておりますが、この近隣等から準備をしていきたいというふうに考えております。

議 _____ **長** 堀池議員。

9番堀池 ただ先ほど財政状況をみながらといわれたんですけど、以前の質問のときには9,000円ぐらいでダンボールベッドあるよっていうことだったんですけど、ダンボールベッドの重量、保管期間の問題があるかと思えます。わが町は簡易ベッドの1台、1万7,600円簡易でプラスチック製のとういことになるかと思うんですけども。これも少しでも早めに、各

指定避難所のほうに、配置していただければと思います。

続きましてパーティションの確保、これも一応他の自治体を研究してということだったんですけど、現在のところ県内の他の自治体でパーティションを設置しているところは何箇所ぐらいあるんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。すみません。県内ですね、パーティションを設置しているところのか所数については、すみません今のところ調査しておりません。郡内ではですね、波佐見町のほうがテント型のパーティションというよりもテント自体を配備しているということでもあります。

議 長 堀池議員。

9 番 堀池 その波佐見町が配備しているテント、大体一張どのくらいするかというのまでは調べておられませんか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい、同じようなテントの部分をですね、カタログで見たところ2万円を越す程度の金額であります。一張ですね、はい。

議 長 堀池議員。

9 番 堀池 一張2万円ぐらいと。これは台数が増えると財政の関係はあるかと思えますけれども。県内の自治体調べていただいて、早急に配備あるいは、何十体もじゃなくても、順次増やしていただきたいと思いますが、いかがですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。このテントにするかということは別にしましてですね、そういったプライバシーの保護等の観点から少しずつでも増やしていけるようにしていきたいというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀池 続きまして、ユニット畳の確保ということなんですけども、ユニット畳よりも安くて軽量の分、それが一番いいんですけども、今後検討を行うということだったんですけども、これもやっぱり県内の自治体の調査をした上でということになるんですか。

議 長 総務課長。

総務課長 はい。やはり学校とかですね、体育館に畳を敷くとなると相当

な枚数の畳が要るということです。そういったことで保管場所についてかなりの場所が必要であります。それとですね、それを並べるのにけっこうな力が必要です、やはり災害時等についてなるべく簡単に設置できるとかいうことで考えておりました、これについても他の自治体を調べておりましたが、波佐見町ではですね、学校とか体育館にはヨガマットを大量に購入しているということでその部分もですね、見させていただいて、これがこう利用できるようでしたら、同じような分等について導入していきたいというふうに考えております。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 波佐見町は先に進んでいとは思っているんですけども。また調べられて早急に少しまた増やしていただきたいなと思います。であと避難所開設の自治会との連携というところで、自治会の避難所についても、指定避難所のほうへ移動をお願いします。職員はそこで派遣しますという話があったんですけども。

これは令和2年12月私一般質問して、自治会との連携、緊急避難もそうなんですけども、事前避難このときに災害本部として立ち上げている町に開設した自治会の状況、この把握はできてないので、連携をお願いしますという話しなんですけど、そのときには総代会で打ち合わせしてということがありましたけど、その話はどうなってるんですか。

議 _____ **長** 総務課長。

総 務 課 長 はい。そのことにつきましてはですね。令和5年6月議会でも少し触れさせていただいたと思うんですけども。自治会の方がですね、事前に責任をもって避難所を運営することができないということでその部分については、避難所を開設についてはもう自治会の判断とされるということでありましたが、そのときにそことの連携をどうするかっていうことで、議員のほうから、LINEのグループによる設置や、避難者数等の知らせを受けてはどうかっていうことがありましたんで、そのときに私のほうからですね、LINEのグループっていうのが、役場の公式アカウントそういったことで、作成することが難しいもので、LINEでの申請ができないか。申請ということですね、オンラインでの登録というか、避難者数などの登録などできないかと検討するということをお話しておりましたが。総代会のほうと

いかです、総代さんのほうから、地区の要望事項について、そういったLINEで要望ができないかという話などがあってますので、そういったことと併せて、町のほうからそういったときにLINEの申請のほうで町のほうへ届け出ができないかということで今後も総代会のほうで話をしていきたいというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 あのコロナ感染症があったにせよ、あれからもう3年経過してるんですがね。令和5年から1年弱かかっていると。もう少しスピードアップをお願いしたいなと思いますけど。ただLINEグループだけじゃなくていいと思う。私は自治会の公民館、玄関入ったらそこに防災本部の電話番号で開設したらここに電話してくださいねということだけでも、いいんじゃないかと。というのはLINEグループすると、公民館長とかある程度指定し確かできなくなるので、開設した人がすぐ電話できるような、そういうシステムができないかなと思うんですけども。

議 長 町長。

町 長 はい。そういうあの大規模な緊急的な災害時には電話等も大変混乱している状況だと思っております。今後あの総代会とその辺は相談させていただきたいと思っております。なおこの管理におきましては、各地区要望あった場所には備蓄倉庫並びにここに備蓄する品物等が各自治会で判断されて、必要なものっていうものは保管されているものと理解しているところであります。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 この非常食を配備せよというのは自治会に関しては言っていないですよ。そういうことをしてもらいましたから。避難所をこう必要なところは設置されましたし、あと非常食を含めたどういふのが要りますからということで、各自治会からの要望でこれだけの金額はいいですよということでした。それはいいかと思うんですけど。やはり緊急を含め事前避難も含めやはり自治会の避難所に入られる方も同じ町民だと、指定避難所だけで町はもちろんそういうことで責任ということでやられてると思うんですけども、同じ町民なのでどこに何名居てるというのは災害本拠地としても必要じゃないかなという思いはするんですけども、どうですか。

議 **長** 町長。

町 **長** あの一般論で申し上げますけども、やはりあの災害時の助けというのは、やはり自助70パーセント共助20パーセント公助10パーセントと一般的言われております。やはり堀池議員がおっしゃるのは当然かと思っておりますけども、やはりそういう災害に対しては、自助の力も必要じゃないかと思っております。

今あの関東近辺または能登半島地域に地震が多発しております。その折には報道等では非常持ち出し袋、そこに食料品または水また救急の手当するものを用意してくださいという報道が出されております。

やはりあの私たちも精一杯頑張りますけども、住民の皆さんも自助ということである程度努力できる方は努力していただければ本町の負担も減ります。また自治会の負担も減りますので、その辺を周知していきたいと思っております。以上です。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 もちろん自助70パーセント共助20パーセントで公助が10パーセントですよと私はあの自治会の責任ということであって、自主防災組織で開設したところどこどこですよ。でどこに何人避難していますよこの把握は必要じゃないですかと。

これを把握をしないまま指定避難所の避難者だけすると、また開設したところも後になって、何か月か後になって、その公民館は何人ですってという把握なんです。進行しているときに、進んでいるときに、全部本部の災害本部は把握をしないといけないんじゃないんですかということ言ってるんですけども。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほども答弁いたしましたとおり自治会開設されたところの人数把握は必ず必要です。だからその旨をどういう連絡方法でするのかっていうのは、今後自治会長さんまたは総代会長さんと話をさせていただいて、電話がいいのか、メールがいいのか、LINEがいいのか、その辺は検討させていただきたいと思っております。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 次にAEDの屋外設置に関して質問します。ガイドライン、最

初のガイドラインでは、もうちゃんとしてるんですよってという話がありました。閉館で人が少なく、人が少なくてもやっぱり心肺停止その近くでする人可能性あるんですよね。だから設置基準になってるからってという話ではないと思うんですけども、いかがですか。

議 _____ **長** 健康推進課長。

健康推進課長 ご質問にお答えいたします。あの設置基準でAEDの効果的な配置ということの中に、さきほど町長の答弁にもありましたが、AEDを使って救命救助をされる方の人手は確保できるというのがやはりあります。

夜間、役場のこの近辺で通りすがり方が倒れられたとなった際に、心肺蘇生の対応と救急車を呼ぶなどの対応をされる方含めて大体やはり3人程度その際にいらっしゃらないといけないということで、その人通りが多い繁華街であればおっしゃるとおり夜間でも、使用できるように設置をするようにということが有効なんです。

しかしこの近辺とか、町の公共施設、平島の体育館とかもありますけれども、夜間その状態で設置することが有効活用できるかというところになりますと、若干ガイドライン上ですねそこから外れてくるのかなというふうなことで、考えております。以上です。

議 _____ **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 効果的配置と言われてはいますが、心肺蘇生に関しては、それこそあつたらすぐ対応できるように少しでも行政としては、設置するのが必要じゃないかなと思いますけれども。いかがですか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。AED1台につきまして約40万円、リースにしまして8年契約で月3,900円、けっこう高価なものでございます。AEDに関しましては、一度買ったなら永遠と使えるものではなく、パッドの交換電池の交換等々ランニングコストかかってまいります。

まずはAEDの最低限のAEDの配備はしておりますけれども、ほかに対応できるもの、例えば心肺蘇生これは東消防署にお願いすれば各地区どこでもできます。資格も取れますので、まずはそういうことも対応しておきたいと思っておりますので、まずは地域でそういう自主防災の中で、心肺蘇生の訓練、またAEDの使用の仕方の訓練等を行っていただければと思っております。

ます。以上です。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 さきほど壇上での答弁のなかにでも、いたずらによる破損という
うことと言われたんですけど、どういうことを想定されてます。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 屋外に設置するということになりますと、当然施錠とかをせずに誰でも使えるようにしてほしいということだと思いますので、その状態ですとですね、あの勝手に必要じゃないのに開けたりとか、開けて不要な操作をするというようなことで使えなくなるというようなことは想定をしております。

夜間になりますので、誰も見ていないところでそういうものがあると興味本位で触ってみたい、操作してみたいとかそういう方がいないとも限らないということと考えております。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 勝手に開けてもAED破損はしませんよね。あと考えられるのは不要な操作ですか。

議 **長** 健康推進課長。

健康推進課長 AEDのケースを勝手に開けて中身を取り出しているなどの不要な操作、不要ないたずらそういったもの等を考えています。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 想定はいろんな形はできるでしょう。だけど、今の答弁を聞いているとなんかAEDを守るんだという思いが強いのような感じがします。守るべきは人の命やないかなと。ましてや今屋内だけじゃなくて屋外設置のボックスもあります。専用の、そういうのを検討というのはできませんか。

議 **長** 堀池議員。

9 番 堀 池 あの先ほどリース料3,900円これは上がってくるとは思います。財源のね若干圧迫するかなと思うんですけども。屋外設置というそういうボックスがあるんですね。そういうのは検討はできないのかなと。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。あの堀池議員がいわれる町内全地域を網羅するようなAEDの設置となりますと、各地区1台は必要かなと思う範囲、各自治会1台

は必要かなと思いますけども、そのやはり40万円各地区一台ずつ置きますと、まず37地区掛ける40万と相当な負担になっております。

そこであの屋外に設置する場合を検討してくれということなんですが、検討はしますけど、それだけの数は難しいのかなと思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 恐らくこれ3番目のところの全地区の公民館についていうところを言われたと思うんですけども。その屋内と屋外の設置の関係です。せめて屋外に設置っていうのは今ボックスができてますよって。でAEDの目的は命を守るべきものだと思うので、屋外のもの設置は検討できませんかということです。

議 長 はい。総務課長。

総 務 課 長 はい。屋外設置についてですね。佐世保市消防局の中で、会議の中で話をしました。佐世保市についても先ほどの基準に合うような中で、例えば公園の管理するところではなく屋外に設置できないかということで検討をされましたが、やはり盗難とかですね、いたずらの危険があるということで、佐世保市では1か所もそういったことはしないということにされるようになったということでありませう。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 次に移りますけれども、今の答弁の中で、佐世保市はそうだからうちでは考えられませんというのもおかしいなと。それまでにはパーテーションとかそういうふうなことは波佐見町はこうやってやっていますよと調べてあるんですから、やっぱり県内の自治体調査をお願いしたいなと思いますけど、いかがですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。この佐世保市の消防局での会議につきましては、県北というか広域の消防に加入しています町・市も参加していますので、そこ全体で話を出しております。その中で、一か所もそういったことはしてない、屋外にはしてないというそれが、他のところにも聞いた結果、やはりそういったいたずら、盗難ややはりが危惧されるということで、その中では佐世保市だけではなく、東彼3町、西海市と佐々町とかですね、新上五島町とか小値賀町ですね、そこを含めて設置していないということの話をしたところでありませう。

す。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 これに関しては終わりますけどただその盗難やいたずら、これがあるから屋内っていうのは、おかしいんですよ。それやったらAEDを守っているようなもんですから。人の命を守るためのAEDですから。これ屋外設置、これはすぐすぐは無理かもしれませんが。一応検討をお願いしたいんですけどいかがですか。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 はい。私も方で管理しております庁舎のAEDにつきましては、庁舎には24時間管理人がおりますので、屋外に設置せずとも利用ができるというふうに考えております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 もちろん、私も庁舎管理人におられるし、中央公民館のほうも管理人さん居られるんで、それは管理人室へ走って行ってお借りすればいいんですけれども。他のところですよ、閉館になるというところで今先ほどから屋外設置を検討を言ってるんですけど。

議 長 総務課長。

総 務 課 長 やはり設置した管理者の考えもあると思いますので、そういった設置、民間等もされてますし。例えばコンビニなどでもされてますので、コンビニなどでは24時間利用できるというのがありますし、あとは学校と体育館そういったところに設置されている部分が多いということですね、については、ちょっとそこについてですね、学校等についてはもう学校のほうで管理されてますので、私のほうから屋外に設置してくださいということはちょっと管理者のほうで判断をされるというふうに思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 じゃああの2番目の三角巾の配備、これは配置を考えていただけるということでの回答だったと思うんですが。申し訳ないです、この三角巾できれば白じゃなくて色つきをお願いしたい。白やっぱり透けてくるもんですから同じ素材で色がついてるほうがよりベターだと思いますので、色付きを検討大事だと思いますけどいかがですか。

議 長 健康推進課長。

健康推進課長 はい。先ほど町長の答弁にもありましたが、あのAEDの利用にですね、支障をきたさない、例えば放電してしまうような素材が入ってくるとか、そういうのがないのを確認して、そういった色厚さそういったものを配慮したものはですね、あの検討させていただければと思います。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 はい。先ほど全地域でと話しあったんですけども、その自治会公民館などにAEDの設置、3番目ですね。この分で例えばもう町としては、全地域にあるいは自治会公民館の設置は厳しいということだったんですけど、自治会独自でAEDを設置しますと、そのときには半額あるいはいくらかでも、補助というのは考えられませんか。

議 長 町長。

町 長 そういう自治会ありましたら今後総代会と相談しながら補助ができるのか、補助額をいくりにするのかというのは今後検討していきたいと思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 もう一つ、このこれはもう自治会というよりも、全町なんですけれども、今普通一般の町民さんはAEDがどこにあるのかっていうのは、なかなかわかりにくい。でその町内で民間を含めた町内で、どこどこにAEDがありますよと。そういう地図の中とか、そういうAEDを設置している場所を地図上に表記して各家庭に配布っていうのは考えられませんか。

議 長 町長。

町 長 現在のインターネットAEDマップというのがインターネットで見られますので、そこを利用していただければと思っております。

議 長 堀池議員。

9 番 堀 池 インターネットよくインターネットの話があるんですけど、高齢者とかある程度インターネットを使えない人、そういう人もおられるんですよ、やっぱり自分の地域にあ、こことこここにAEDがあるなとそうわかるだけでも違うと思うんです。地図上に川棚町にこっだけAEDがありますとか、中心部こんいっぱいありますとかそういう地図そういうのを作製って考えられませんか。

議 長 町長。健康推進課長。

健康推進課長 お答えします。私が確認したところ、AEDマップ上で川棚町に29台、実際にはマップ上には30台表示されているんですが、1台が閉院した医療機関でしたので、実際29台かなというふうに思っております。その中に民間の医療機関ですとか、民間の事業所、コンビニエンスストアだけではなくて、恐らく工場とかそういったところも入っております。こういったものまで全て表記ということになりますと、ようはその管理者が一般住民の方がひょかっときて使えないというようなものも表示させてしまうことになるので、表示させるにしても、お知らせするにしてもあくまで町が管理している公共施設のみということになろうかと思っております。

(14:20)

議 長 次に、小田成実議員。

1 1 番 小 田 はい。議席番号11番小田成実です。通告に従い、地域公共交通の進捗状況について質問いたします。

令和4年9月定例会で、自治会バスを含めた地域公共交通について質問し、答弁として、法定協議会をつくり町全体のあり方を検討し、地域交通の総合計画を策定するとの答弁を得ています。

過去に西部地区で協議されていた自治会バスは、地域の高齢者など誰一人も取り残さない体制づくりを目指して、協議されていきました。町からの支援体制も示されていきましたが、最終段階をクリアできず、断念された経緯があり、町主導の地域公共交通に期待が高まっています。

現在、川棚町地域公共交通活性化協議会が開催されており、また総務厚生委員会においても閉会中の調査事項として調査研究されている事項でもあります。その進捗状況について、以下の点を尋ねます。

- ①川棚町地域公共交通活性化協議会の構成メンバーと人数はいかほどか。
- ②何回会議を開催したのか。また、その協議内容は。
- ③町民の意見は反映されているのか。
- ④どのような形態で、いつから運行されるのか。
- ⑤町負担経費と利用者負担はどのように考えられているのか。
- ⑥運行前に町民への説明会は開催するのか。また、その周知の方法は。

以上質問いたします。

議 長 町長。

町 長 小田議員の「地域公共交通の進捗状況について」のご質問にお答えします。

まず1つ目の、地域公共交通活性化協議会の構成は、学識経験者として長崎国際大学の有識者や、公共交通利用者として南部・東部・中部・西部の総代や老人クラブ連合会、婦人会、PTA連合会の代表者、関係行政機関として九州運輸局長崎運輸支局や川棚警察署等の代表者、公共交通事業者及び道路管理者として西肥自動車や株式会社マユミ、有限会社こうげん、長崎河川国道事務所佐世保国道維持出張所の代表者、川棚町役場の関係課長から構成をされており、委員人数は25人となっております。

次に2つ目の、協議会の開催回数とその内容についてですが、これまで2回の協議会を開催しております。1回目は12月に開催しており、事前に実施した町民アンケートや交通事業者へのヒアリング等を踏まえた本町における地域公共交通の現状や課題を説明し、解決すべき課題とそれに対応する基本方針を決定いたしました。第2回目は2月に開催しており、事前調査にて判明した解決すべき課題に対応するための各種施策概要についてお示しいたしました。

施策につきましては、8つございまして、予約型乗合タクシーの導入、市街地内の主要施設間の移動を支援する仕組みの構築、AIオンデマンドシステムの導入検討、路線バスの見直し・運行の効率化、交通事業者が実施するドライバー確保に対する支援、関連分野における移動支援策との統合・連携、目的地となる施設等との連携や促進、JR川棚駅周辺における乗継・待合環境等の整備・改善であります。

3つ目の、町民の意見は反映されているのかとのご質問ですが、協議会に先立ち、事前の町民アンケートを行っております。なお、対象者は15歳から89歳までの町民のうち無作為に抽出した1,600人としており、回答数は723票、率として45.2パーセントでありました。

その中では、買い物や通院といった目的別外出頻度と移動手段や、公共交通機関の利用頻度等、現行の活きいきタクシー助成制度に関するご意見等を尋ねております。

現行の助成制度に対するご意見としては、交付枚数を増やしてほしい、所得制限を撤廃してほしい、1枚あたりの助成額を増やしてほしいといった制

度の見直しに係る意見が約7割を占めており、予算的な制約や、今後も不足すると考えられる交通事業者の人的資源、町民の皆様の公共交通に関する利用頻度等を総合的に考慮し、現在の計画を提案したものであります。また、公共交通活性化協議会においては、利用者として地区総代や老人クラブ連合会等の代表者にもご出席をいただいております。これらのことから、町民の皆様の主だった意見は反映していると認識しております。

4つ目の、どのような形態で、いつから運行されるのかとのご質問ですが、施策1の予約型乗合タクシーの運行についてのお尋ねと捉えて答弁いたします。予約型乗合タクシーにつきましては、町内を東部、北部、西部の3つのエリアに分け、それぞれから予約が入った場合に、予約者の自宅から町の中心部に集積する商業施設や病院等を目的地として乗合タクシーが運行するものであり、運行を町内のタクシー事業者へ委託する形を想定しております。

例えば一時間おきに運行し、同時刻に予約が入った場合は相乗りいただき目的地へ向かうものであります。「乗り合い」や「迂回」を許容いただくことで一般のタクシーと比較し低廉な運賃を設定できればと考えております。事前予約とすることで移動の需要をできるだけまとめ、車両運行効率や人的資源を有効に活用できると考えております。また、実証開始時期は未定であります。来年度の9月補正、または12月補正において実証に要する経費を計上したいと考えております。

5つ目の、町負担経費と利用者負担につきましては、まず利用者負担については、一般のタクシー料金よりは低廉な価格での実施を計画しておりますが、詳細は今後検討してまいります。町負担経費につきましては、委託事業者への実証に係る主な経費として運行に要する赤字補填が想定されますが、こちらについても今後事業者と協議することとしております。

6つ目の、町民への説明会と、周知方法についてですが、実証開始前に町内を4地区に分け説明会を開催したいと考えております。また、本事業の周知方法につきましては、地区別説明会や広報誌、町ホームページを始め、総代会議やSNSによる周知等、様々な機会を通じて広く周知に努めてまいります。

本事業の実施を通じて、町民の皆さまの多様な社会参画を促し、活気ある

まちづくりを移動の面から更に推進したいと考えておりますので、皆様方のご理解とご協力をお願いいたします。以上答弁いたします。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。まず①のついてですね、構成メンバーと人数はというところについて、お尋ねしますけども。まあ有識者など、九州運輸局など、いろいろなところから出てきておられて、町民利用者のメンバーというんですかね。そのメンバーが少ないように私は感じているんですけども。この総代さん川棚町の総代さんというのは、何名の方がその委員になっておられるのでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。総代会といたしましては、南部の旭が丘の総代、東部の木場郷の総代、中部としていたしましては、平島2丁目の総代、西部で東白石総代、またあのほかといたしまして老人クラブ連合会会長、婦人会会長、PTA連合会会長が参加をしております。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。その総代からのメンバーのお一人の方とですね、ちょっとあの話、会議どがんやったっていうようなことで、話を聞いたんですけども、とてもあの周りにえらい、えらいような人がいっぱいいたのでなかなか意見は言えなかったよっていうふうなことをちょっとお聞きしたんですけども、実際の町民のですね、方の代表がちょっと少ないように私は感じるんですけども。その点いかがでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。先ほど小田議員があんまり意見が言えなかったという総代がおられたということなんですけども。どの総代に聞かれたかは私は理解できませんけども、総代の中では意見を発表、積極的に発表される方もいらっしゃると思います。またこの4名の総代の方は各地区の代表者と理解しておりますので、そこら辺を代表しての出席だと思っております。

なにぶん大人数でございますので、それによって足りないところはアンケート調査を事前に実施しておりますので、そこら辺で町民の意見または要望等は把握することを理解しているところであります。以上です。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。了解いたしました。次の②にですね、今まで2回協議会を開催してきたとのことですが、この協議会をですね、あと何回ほど開催をして、最終結論というのはいつ出るのか、お尋ねいたします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。先ほどの全体何回予定をしているかという質問にお答えいたします。あと2回開催する予定としておりまして、3月の中旬に第3回目、そして第4回目につきましては、書面開催というのも想定されますが、あと4回目も開催しながら、年度内には本計画を策定したいと考えております。以上です。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 あと2回程度を開催で、最終は書面開催になるかもしれない。書面開催とする理由は何でしょうか。その皆さんで、集まって、そこで話し合いをして最終結論を出せばいいと思いますけども、なんか書面開催ということはなんかちょっと私自身は腑に落ちないんですけども、せっかくこういうふうな協議会を開催をされてるんだから、最終回までみんなメンバーが集まって意見を取りまとめて、行えばいいんじゃないかと私は考えますが、どうでしょう。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 はい。現状の進捗としましては、具体的な施策をですね、第2回の方で先ほど町長から答弁がありました通り、8つの方針8つの施策を示しております。

第3回において、そのより具体的な例えば料金のイメージでありますとか、具体的なところを3回目のほうでお示ししまして、委員間の協議といえますか計画の方向性はいったん3回目の場に出せると思っております。

で4回目につきましては、パブコメを実施したいと考えておりまして、そちらで何か意見があれば、民間それ以外の方ですねパブリックコメントして意見があれば4回目の場で、委員間協議というのも考えられますが、そういった意味で書面開催というのも考えられるということでもあります。以上です。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。そのパブリックコメントっていうのも開催をされる予定

なんですか。そういういつ頃開催の予定になるんでしょうか。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。第3回目が中旬に予定しておりますので、もうそちらの3回目の協議が終わりましたら、即座にパブコメを実施しまして、実質1、2週間しか取れないんですが、その意見を集約しまして第4回目ということで検討したいと考えております。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 十分協議を重ねていただきたいと思います。

ただ③の町民の意見は反映されているのかというふうなことで、お尋ねしますけども、町民アンケートなどをされたというふうなことですけども、これあのあれですよ、LINEかなんかでの調査だったと記憶をしているんですけども、あの書面でもありましたかね。ちょっと記憶が定かじゃないのでよろしく願いいたします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 公共交通の町民アンケートにつきましては、書面での実施で郵送で書面での実施としております。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 今思い出しました。申し訳ございませんでした。それですね、特に今はその自治会バスとは言いませんけど、そういったことを対してこの自治会バス要する町民の足に対してですね、過去に西部地区で長年かけて調査研究をされて、ことがあるんですけども、その4年間ぐらいの中にはですね。その地区でのいろんなアンケートとか要望とかがありますけども、その実際自治会バスにですね取り組んだ西部地区のですね、取組をですね、参考として聞かれたのか、取り入れようとされたのかというのをお尋ねいたします。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい、答弁いたします。西部地区においては、まあ自治会バスということで、バスを自治会の方が運用しながら行うという方式だと理解しております。今回乗り合い型予約型の乗合タクシーということで、案を示しておりますが、どのような形態で運行するか、そして地区等についてもどのような地区で行うかというところで、事前のアンケート、町民の方の公共

交通でありますとか、タクシーの利用頻度等勘案しながら、バス程度の需要というのは、あまり見込まれておりません。そういったところから現状である東部北部西部から乗合型予約型の乗合タクシーを運行すれば一定の、町民の方の移動というのを支援できるのではないかとということで、考えております。以上です。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 多分今考えられているタクシーのその予約型というのにはほぼ似たような形を我々はもう既に考えてアンケートなどを取って料金体系などもですね、そこには若干ボランティア運転手とか何とかっていうのも考えておりましたけども、あまり金も掛けないで運航をしようというふうなことも考えて、散々運輸支局ともですね、協議を重ねて、指摘があったのをいろいろ協議をしながら、一生懸命進めてこられた西部地区なんですけども、そもそもその一番仕掛けを作ってくれたのがですね、現町長の議員時代でありまして、そういうような方法がこの地域公共交通においてもですね、町民の足として活かされるものだろうと思っておりましたけども、そこら辺は全く参考にしようと思われなかったのかっていうのをですね、しつこいようですけども、お尋ねいたします。

議 **長** 町長。

町 **長** はい、あの小田議員が説明されたとおり、西部地区の自治会バスあの形で運行できるのが一番理想的だったとは思っておりますけれども、最終的にその自治会バスも法的問題が解決できずに運行できなかったというふうに理解をしております。

それに代わるということでも、永続的に使える問題、またはあの国道が通れない問題等もございましたので、今回はオンデマンド式の予約型乗り合いタクシーということで、進めさせていただいております。これを利用しますと、国道も堂々と通れますし、ドア to ドア、またドア to 自分の行く目的地まで移動できます。

ただ1つ今課題となっているのが利用者の負担がどれだけになるかというのがまだ協議段階中ですので、やはりタクシー料金よりも低廉な価格で提供できるんですが、新谷地区とか木場猪乗地区とか中心部までに約2,000円ほどかかる地域におきましては、けっこうな負担額が想定されるかと思っ

ております。そこら辺も含めて、タクシー事業者または町の財政負担とも考慮しまして今検討を協議会で行っているところでございます。以上でございます。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小田 はい。料金は次に聞きますけども、ドア to ドアということは確約できるんですね。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。そちらにつきましては、今利用者のご自宅から特定の目的地ということで例えば商業施設でありますとか、病院でありますとか、そういうかたちでの運行を予定しておりますが、最終的には第3回、第4回の協議の場で決定されるものと認識しています。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小田 せっかくするならドア to ドアが一番いいと思います。あとはですね、オンデマンド方式、予約もしなければならぬということですけども、全部そのスマホとかなんとかでですね。予約をせろとかというふうな形式になろう、なるんではなかろうかの心配をしておりますけども、高齢者がですね、なかなかスマホとかなんとか使えない方もいらっしゃると思いますので、高齢者が安心して、予約できるシステムというのは構築していただけるのかお尋ねいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。今回の公共交通の新たな仕組みというのは、当然メインの利用者というのはご高齢者の方だと思っております。ただし若者から、全ての方が利用するというところで、施策の3のところ、AIオンデマンドの導入というのでも検討しております。そういう中で基本的には今検討しているのは、電話での予約というのをベースに検討しておりますが、将来的デジタルへの移行というのでも合わせて検討する必要があると考えています。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小田 はい、電話予約のほうが心が通じると思いますので、ぜひとも高齢者がですね、安心してこのシステムを利用できるようにですね。行政側としても、ご配慮をしていただければと思います。

ちなみにですね、この乗合タクシー利用を町独自で運営をするというふう

なことは考えられなかったのかっていうものをお尋ねします。例えば町がですね、10人乗りぐらいのマイクロバスというか、車を用意をして、そこに運転手を例えばタクシー会社とかから出てきてもらって運行をするというふうな方法は考えられなかったのか、お尋ねいたします。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 町の単独事業としてそういった運行を検討しているのかというところでありますが、この公共交通については基本的な地域の地場の事業者がベースにありまして、それに補管するかたちでこの行政がどのような支援といたしますか運行のあり方を検討するのかというのがベースだと考えております。

そういう意味では今タクシー事業者に委託する形を検討しておりますが、この予約型乗合タクシーというのもタクシー事業者のパイを奪い合うようなかたちになりますので、そういった意味では地元の事業者を活用しながら、運行するというかたちが好ましいと望ましいと考えております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。了解いたしました。ちなみにですね、これを運行した場合、何人程度の利用者、月何人程度の利用者があるものかというのを予想とどうか、予想はしておられるのか、お尋ねいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 今企画財政課が資料を調べておりますけども、例えばあの1台で足りない場合は2台も運行できますので、まずは前日予約になっておりますので、足りない場合は2台3台と運行できるものと理解しているところがございます。今のところ利用人数等はまだ検討中といたしますか、把握をしていない状況でございます。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 それでは次のですね、⑤の町負担と利用者負担。特に利用者負担について、お尋ねをいたします。タクシー料金より低廉な価格でということですけども。例えばですね、片道タクシー代が2,000円掛かったとします。ひとりの利用者はいくら負担すればいいのかと、どの程度考えていらっしゃるのかというのをお尋ねいたします。

議 _____ **長** 町長。

町 長 はい。協議会のほうで最終決定をさせていただきますけども、
2,000円掛かった場合は1,000円の負担、約半額を想定しております。
これに2人乗る3人乗るということでございますので、そこをどうするか
ということで、協議会のほうで検討をしているところであります。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。例えば片道2,000円掛かって、半額1,000円を
負担せろ。高齢の方がですね、ああよかったねと思って乗られると思いま
すか。

議 長 町長。

町 長 はい。そこでちょっとまだ検討中でございますけれども、活
いきタクシー券の配付もありますので、そこを使えるかどうかというのを
ちょっとまだここで答え出せませんが、そこも検討事項には入っている
ところではあります。

議 長 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。活いきタクシー券のことも出ましたけども、例えば
2,000円掛かって、1,000円払え、1,000円のうちの1枚は活
いきタクシー券で払うということも考えられるのかなとも思いましたけど
も、そこはあえて言いません。

もう行政の方も見られたかと思えますけども、3月2日の長崎新聞、東彼
杵町の状況が載っております。利用料金1回200円、小中学生・75歳以
上は100円、これが地域公共交通とか地域の高齢者が待っておられた自分
の負担の金額ではないでしょうか。私はそう思いますけども。なぜ彼杵がで
きて川棚が考えられなかったのかできなかったのか、お尋ねいたします。

議 長 町長。

町 長 東彼杵町その資料私も読まさせていただきました。本町の今計
画している乗合タクシーかなり利用者に負担を掛けるものだなと思ってお
りますけれども、やはりそれを構築するためには事前の投資またランニングコ
ストを等々が掛かってきます。また町の財政負担もかなり大きいものとなっ
ております。小田議員がおっしゃるとおり、100円200円で乗れるのが
一番理想的なんですけども、本町の財政状況を鑑みた場合、今のところ乗合
タクシーができる範囲での最善の策だと思っているところであります。

議 **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 私はですね、タクシー料金の半額程度の負担でっていうのを最善策とは正直言って考えません。よく行政が言われます「他市町村の状況を見てから考える」、彼杵ができてなぜ川棚町ができないのでしょうか。そこまで考えられないのでしょうか。非常に残念に思います。いかがでしょう。

議 **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。彼杵町の場合はバス事業として乗合バスであるとか、目的地であるとか、いろいろな制約があると思います。そういうまず前段がバス事業として、どういう運行をこれまで維持してきた。そして今後新しいあり方として、どういう運行をするというものがあろうかと思います。

そこの前段の部分が川棚町においてはそこのバスというのが前提ではなく、地域公共交通として現在は生きいきタクシーの助成事業のみしか実施できていないというところの中で、どういったあり方があるかというところの検討しているというところで、まずスタートが違うというところはあるかと思います。

そして先ほど町長申し上げたように様々な財政負担とかも生じますし、あとはもう再三申し上げますように、地域公共交通はその地元の地域の公共交通をいかに活かしながら、既存の資源をいかに活かしながら、行政としてどのような制度を構築するかというところが前提にありますので、安価な自治体が運行する公共交通を設定してしまいますと、例えば地元のタクシー事業のパイを食うというような状況にもなりますので、そこは慎重に検討が必要だと考えております。

議 **長** 町長。

町 **長** 今正確な数字は持ち合わせておりませんが、地域の東彼杵町の地域バス、年間町の負担が3,000万を超える負担を出しているものと理解しております。本町におきましては、そこまでの財政の余力がございませんので、当面乗合タクシー、これでやはり町民の足になんていいですか、利便性が悪いとか高いとかそういうご意見があるかと思いますが、まずは乗合タクシーを実証運行をして、その後町民の方からご意見を伺って、その後については考えていきたいと思っております。なにぶん東彼杵町のように財政余力があればいいんですけども、ちょっと厳しい状況がござい

ますので、皆さまの思う公共交通にはなっていないものかと思っている次第でございます。それにつきましても、以前も生きいきタクシー券を廃止して、そちらのほうに回してはどうかとか、いろんなご意見を考えながら今のところに至った次第であります。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。状況はよく理解をいたしました。やはりですね、こういうふうにした高齢者が正直言って、彼杵がやっておれるですね、あれはほかの地区にもありますけども、100円200円程度で乗れるというなどを、本当に本当は心の底から望んでいると思いますので、まずこの今回のこの乗合タクシー型のをです。実証運行をされまして色んな意見を吸い上げていただいております。さらに改善をしていただけるというふうなことをお約束していただけますでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 はい。まずは実証というかたちで、数年間実施をしたいと考えておりますので、そういう中で利用者数でありますとか、乗り合い率でありますとか、町の財政負担でありますとか、そういったものが具体的に見えてくると思いますので、そういった中で、料金体制等でありますとか運行本数でありますとかそういったものも見直しを図る必要があると考えています。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 今その実証実験運行を数年間と言われましたけれども、数年間も実証運行というのをせんばいかんとですかね。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 実証ということで、2年間程度を考えております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。期待をしております。そしたらですね、最後の6番目の説明会ですけども、4地区に分けて説明会などをこうする、それから広報誌などにも掲載すると、言われましたけども。やっぱりですね。今までそういうふうな地域公共交通が、正直言って町民の方には計画実行に向けて計画されているというこういうような協議会とかなんとかも開かれているというのをですね。恐らく町民はほとんどの方が知らないと思います。

これも先ほどからその周知とか町民に知らせるとかっていうのが、川棚町

は少ないというふうに今日の一般質問で前段でもですね。他の議員から指摘がありましたけども、本当にそういうふうなですね、町民に知らせるとい
のはですね、川棚町は欠落しているか、少ないと思いますけども、やはりこ
のようなこともですね、こういうね今このようなことを準備をしているとい
うことを、町民の方にもっともっと知らせる必要があると思うんですけど
も、そこはいかがでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 先ほどのご質問にお答えします。確かにおっしゃる通りにそこ
の動きの周知についてはなかなかできないところがあったと思います。今後
については必要に応じて情報発信の場を持ちたいと考えております。

議 _____ **長** 小田議員。

1 1 番 小 田 はい。よろしく願いいたします。それではですね、今までい
ろいろ質問しましたけども、この乗合タクシーがですね一日も早く運行され
るといようなことを期待します。

ありましたよね。誰一人取り残さない暮らし輝くまち。この移動サポート
のですね、構築に大きな期待を持って私の一般質問を終わります。

(1 5 : 0 1)

議 _____ **長** ここで、しばらく休憩をいたします。

(1 5 : 0 1)

(…休 憩…)

(1 5 : 1 5)

議 _____ **長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、田口一信議員。

1 0 番 田 口 議席番号 1 0 番田口一信でございます。2 項目について質問を
いたします。

まず、最初の項目は地域活動団体の活性化についてということでございま
す。

婦人会及び老人クラブという地域を単位として活動している団体は、地震
や洪水などの被害の被害時の共助の主体として頼りになる存在だと思われま
すが、最近では会員になる人が少なくて、また役員になる人も少なくなって、
組織が先細りの傾向にあるように思われます。

婦人会も老人クラブも法律で設置が決められているものではありませんの

で、また入会も任意でありますので、人々の価値観が多様化するに伴って、現在の状況が生まれてきているものだと考えられます。

一応婦人会は社会教育関係、老人クラブは老人福祉の範疇に位置づけられているようでありましてけれども、いずれも行政から見れば単なるその行政対象というよりは、かなり行政に協力している団体であるというふうに思っております。こういった団体の活性化について、どういうふうに考えるか基本的考え方、及び具体的方策を問います。

なお、少し性格が異なってくる可能性もありますが、地域を超えて各郷とかそういうのを超えて、組織されている同様な活動をしている団体というものもあると思うんですけれども、そういった団体を婦人会や老人クラブに取り込むってということについて、どのように考えられるか合わせてお聞きします。

それから2項目目ですが、2項目目は防農連携についてということにしております。防農連携ってというのは、ネットで引いても出てきませんし、私が今回造ったことばです。造語です。ただし、防農だから、防衛と農業という意味なんですけども。ただし、防衛については、町の事務というものはあまりないと思います。有事の際の避難計画を作るみたいなことは、有事法制上あったかもしれませんが。防衛に関して、町の事務があんまりないというふうに思われますので、今回のこの問いは、農政、農業の問いであるというふうに理解をしていただきたいと思います。ただ一方的に農政の側から、一方的なその農業の労働力に自衛隊を使ったらどうかと一方的に言うと、防衛サイドの方に失礼に当たるんじゃないかと思って、防衛サイドに配慮しつつこのような表現をしておりますことをご理解いただきたいと思います。

そこで問題に入りますが、防農連携は私の造語であります。農業の労働力として自衛隊を活用する方策、すなわち自衛隊の演習の一部として、農作業を行うことが有効ではないかというふうに私は思っております。このことによって次のようなメリットが考えられます。

①国土を防衛する実力組織（特に陸上自衛隊）は、まず我が国土を熟知する必要があります。田畑を耕すことにより、我が国土を良く知り、愛着も沸き、防衛力の強化につながる。

②農業に若い労働力を確保することによって、農業の振興発展と国土保全

及び自給率向上を図ることができる。また除隊隊員の就農促進につながる。

③耕作放棄地あるいはほとんど耕作できていない田畑を使用して、できた作物は自衛隊の食料にすることによって、防衛費の節減ができる。

こういったメリットが考えられますので、防農連携っていうのをやってみたらどうかと思っておりますので、川棚町内において一番下の行にありますように小隊程度の規模で、本町で試行してはどうかということです。小隊っていうと5～60人の部隊になると思うんですが、あるいはそれより下のもっと小さい班の段階の10人程度の労働力でもいいと思うんですけども、本町で試行してはどうでしょうかというのが質問であります。以上本壇からの質問終わります。よろしくお願いいたします。

議 長 教育長。

教 育 長 まず、私のほうから田口議員の「地域活動団体の活性化について」のご質問にお答えいたします。

川棚町婦人会は、正式には川棚町地域婦人団体連絡協議会という名称ですが、一般的にはご質問にある「婦人会」の呼称で広く知られております。

本町の婦人会は、昭和20年10月に前身の組織から川棚町婦人会へ更新結成され、「会員相互の親睦を図り、生涯学習の場として学びを深め自己の向上に努める」また、「青少年の健全育成、少子高齢化、環境問題、社会問題等に関心を持ち、活動を通して地域社会に貢献する」ことを目的として、年間を通じて活動されています。

婦人会は広報部、文化教養部、生活環境部、日赤福祉部で構成され各部で計画された活動に取り組まれております。

また、婦人会の会長職におかれましては、町の多くの委員会や協議会の委員として委嘱されており、田口議員のおっしゃるとおり、町行政に対し多方面でご協力をいただいているところです。

令和5年度の会員数は89名で10年前の平成25年度の会員数128名と比較しますと約40名減少しており、会員数は年々減少傾向にあるようです。

教育委員会としましては、社会教育団体である婦人会に対して例年補助金を支出して活動を支援しておりますが、それ以外にも広報活動などを通じて新たな会員を増やす取り組みの方策等についてできることがないか、婦人会

の意見をお伺いしながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、私の教育委員会の答弁といたします。

議 長 町長。

町 長 私からは、老人クラブに関するご質問及び「地域を越えて組織されている同様な団体を婦人会や老人クラブに取り込むこと」に関するご質問にお答えいたします。

まず、老人クラブに関するご質問につきましては、本町では、29地区の老人クラブ1,243人の会員の皆様が、生涯現役でいきいきと生活し、住みよい地域社会づくりのため、「高齢者相互支援」、「環境・美化」、「社会参加」、「教養文化」、「介護予防・健康づくり」等の地域と連携した活動に取り組まれており、会員相互の交流はもとより、世代を超えた交流でもあることから、本町にとって非常に重要な地域団体であるものと認識しております。

また、老人福祉法第13条では「老人福祉の増進のための事業」に関する規定があり、第1項では、「地方公共団体は、老人の心身の健康の保持に資するための教養講座、レクリエーションその他広く老人が自主的かつ積極的に参加することができる事業を実施するように努めなければならない。」また、同条第2項では、「地域公共団体は、老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに、老人クラブその他当該事業を行う者に対して、適当な援助をするように努めなければならない。」とされており、本町では、高齢者の健康づくり及び介護予防事業として、地域における保健、栄養及び運動指導等を実施しており、加えて、教育委員会においても高齢者のレクリエーションや生涯学習の事業などを実施しています。

また、地区の老人クラブ及び町老人クラブ連合会の自主的な活動に対しましては、国、県とともに補助金による支援を行っております。

現在、老人クラブの活動支援は、川棚町社会福祉協議会が所管しており、老人クラブの団体活動の組織決定にしたがった支援がなされ、現在の活動につながっているものと推察するところであります。

しかし、議員ご質問の要旨にあるように、老人クラブの会員や役員の成り手が減少しているのは全国的なことであり、その理由として、働く高齢者の増加や会員の高齢化、活動魅力の薄れ、地域コミュニティの希薄化等、意見

が挙げられています。

このような中、全国老人クラブ連合会では平成26年度から平成30年度で100万人会員増強運動に取り組まれ、その成果として「会員加入促進の取り組み」事例集がまとめられています。

まずは、老人クラブでは、具体的な対策として、老人クラブの活動を広報手段を用いて地域にアピールすることが考えられます。これにより、地域活動や会員の活躍を地域住民に知ってもらい、関心を引き、新たな会員を増やすきっかけになるのではないかと考えます。また、社会福祉協議会との連携した取り組みにおいて、町の参画が必要となるのであれば、町としても連携して取り組みたいと考えるところであります。

最後に、「地域を越えて組織されている同様な団体を婦人会や老人クラブに取り込むこと」につきまして、この団体の例として、「川棚町母子愛育班連合会」、「川棚町食生活改善推進協議会」が考えられますが、これらの団体に所属されている方は、地域の活動団体にも参加されていると思われるので、会員数の確保という面においては、あまり効果は期待できないと考えます。

また、議員がおっしゃるとおり、それぞれ活動の理念や目的などが異なりますので、婦人会や老人クラブに取り込むことについて、町から働きかける考えはございません。

なお、連携して活動をしていただくことで、それぞれの団体の活性化につながるような取り組みがあればご提案したいと考えます。

次に「防農連携について」のご質問にお答えいたします。

自衛隊の演習について町が申し上げるべきものではありませんが、農業を知ることで興味を持っていただき、担い手不足や高齢化が進む農業分野で、新たな働き手の確保につながる可能性はあると考えられますが、あくまで自衛隊からの要望があつてからのことであり、要望があれば農地所有者との協議など、協力することは可能であると判断しております。以上、答弁とさせていただきます。

議 _____ **長** 田口議員。

10番田口 答弁ありがとうございます。非常に婦人会及び老人クラブについて適切にお考えいただいているというふうなことは分かりました。どちら

もですね、高齢化しているっていうようなことから会員が減少傾向にあるっていうのはですね、川棚町のみならず全国的な傾向のようには思われます。それは特にですね、こういう情報化社会なので、居ながらにして全国の色んな情報が手元に届くので、かつそれぞれの人は興味の持ち方のそれぞれ違ってくるのでですね。やはり価値観が多様化してくるという意味で、どうしてもこのこういった組織に入って活動しようかっていうふうなことを思わない人が多くなるんじゃないか。

もう1点先ほど答弁であったように、働いているっていう人がけっこう多いので、なかなか参加できない人が多いのではないかと思うので、この会員の減少というのはどうしても避けられない傾向であるなというふうなことは私も思っております。それで、この現状どうですかと言いながら、そのもろに会員増強ということを町長に聞くというのもどうだろうかというふうなことをですね、聞いてもあんまり意味無いじゃないんかと思ったり、しておっただいぶ質問を出したものの、悩んでおったんですけれども。

ちょっと長くなりますが、結局その老人クラブあるいは婦人会というものの、価値についてですけども、老人クラブは先ほど答弁にあったように老人福祉法の13条にあります。で地方公共団体が老人の福祉を増進することを目的とする事業の振興を図るとともに老人クラブその他当該事業を行う者に対して適当な援助をするように努めなければならないって書いてあるように、老人クラブのほうはこのように一言だけですけども、法律に書いてございます。

婦人会のほうはあるいは地域婦人団体連合会、そういった言葉は法律にはないですね。で恐らく戦前からの国防婦人会みたいなものからの流れがあって、その後民主化という方向になってとあるいは消費者運動にむしろどっちかと言えば力を入れられたような全国的にはですね、そういう流れがあるので、婦人会のほうはちょっと分かりませんが、法律老人会のほうは一応法律に基本的に老人福祉事業を実施する団体というような概念で整理されているんじゃないかなというふうなことを思います。それで昨年秋に全国の老人クラブ連合会っていうのがあるんですけども、公益財団法人だそうですが、全国の老人クラブ連合会の大会が昨年秋に行われておりまして、その中で、会長の村木厚子さんという有名な人がいて、挨拶の中で言っておられた

のは、地域共生社会の実現というのが国の政策課題でありますと、地域共生、共に生きることができるですね。地域共生社会の実現というものが国の政策課題でありますと、すなわち人々が支える側であると支えられる側そういった区別を超えて繋がって、生きがいを持って能力に応じて役割を分担し、助け合いながら暮らしていく、そういう地域コミュニティの再構築を図っていくというのが、国のこれからの政策の基本であると政策課題であるというような話をされておりましたので、やはりこの地域社会といいますか、コミュニティを作っていくことに、老人クラブもあるいはその婦人会も、これから力を入れていくっていうか、そういう方面に力を入れていくのが良いのではないかと思います。

だからとにかく入ってくれ、入ってくれというよりもいろんな活動をまずすることじゃないかなと思うので。今町長さんに聞きたいのは、いろんな面で先ほども言われましたけども、婦人会と老人会を大いに使ってくださいと。それで大いに使っていただいて活動していただくことによって、ある意味それそういった活動に価値を見出す人は入っていただくということになるかなと思いますので、大いにそのこれからもその婦人会及び老人クラブを活用していただくという考えについて、お聞きしたいと思います。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 先に田口議員のほうから、老人クラブ、婦人会を使うと言われたんですけど、使うというのは大変失礼な言葉かと思っております。私どもの協力していただいていると思っているところでございます。

先ほどの小田議員からありましたように地域公共交通の協議会のほうにも老人クラブ婦人会両方から参加をしていただいているところでございます。両団体ともですね、本町の事業等々には必ず出席されているところもありまして、協力をしていただいているところでございます。

これ以上協力を願うのも心苦しいところがありますので、協力していただければいいところは今後とも協力していただいて、婦人会も広報誌等を出しておられますので、そこら辺を川棚町のほうもバックアップできればと考えているところでございます。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 すみません、町老連の役員をしてるんで、つつい使ってください

さいという表現になりましたこと、すみません立場を間違いました。すみません。大いに活用をするように協力を呼び掛けていただければなと思います。

それでもう一点目です。要するに各婦人会も老人クラブも、地域ごと部落ごとに結成なされておりますけれども。でそれを越えての団体で、先ほどは食改とか母子愛育班のことをいわれましたが、私が想定をしているのは、その既存のそういった団体はそのそれぞれの活動をなされればよいと思うんですけれども。

そのほかにもなんかそのボランティア活動みたいな社会奉仕活動みたいなことをされている団体があるんじゃないかなと思います。どっちに入ればいいのかわかりませんがね。その婦人会なのか老人クラブなのかわかりませんが、老人クラブの例で言いますと、川棚町は各部落ごとの老人クラブが29クラブ今もあるっていう状態ですが、他の市のところが、むしろなんか趣味の会的な、カラオケなのか絵画なのかそういったお花の会なのかそういった趣味の会みたいなものも、老人クラブ連合会に入っているというようなどころもあるようです。そういった大きな町とかではですね。

だからむしろその部落では活動はしないけども、自分の友達同士とかでそういった社会奉仕的な簡単な活動をしているような団体も、連合会に入ってくださいというかたちはあり得るのではないかなって思います。

先ほど言いましたように、老人福祉に関する事業を行うという団体は、何も地域ごとに限定されているわけではないので、そういった性格がある団体であれば入ってもらっていいのではないかなっていう気がするんですけど。そこら辺の考え方はどうでしょうかということをお聞きしたいしたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。あくまで両団体とも加入は任意の加入ですので、そこまで町が強制することができませんので、そこをご理解いただきたいと思います。まず議員の皆さま方で60歳を超えていらっしゃる方老人クラブに入会いただきまして、婦人会のほうは年齢制限ございませんので、ぜひとも議員の皆さん方も積極的に加入していただければと思っております。

議 **長** 田口議員。

10番田口 任意の団体ですから、町長に聞くこと自体がおかしかったかもしれませぬすみませぬ。要は婦人会も老人会もこういうことをやってますよというのをです、なるだけその町民の皆さんに知っていただいて、そのねえ老人クラブで言えばね、公民館に集まってお茶飲んでるだけじゃないのっていうふうな見方をされてるんじゃないかなと、おいたちはまだそが年寄りじゃなかけん入らんっていう人が多いように思うんですが、そうじゃなくて、色んな社会奉仕の活動なんかをして、社会貢献をするというのが、なんていうかな、スローガンですからね。健康友愛社会奉仕ですから、老人クラブのあのスローガンはね。だからお茶飲んでるだけじゃないんだよっていうことを。今も色んな活動を活発にやっておりますけども、今そういった活動を紹介は、いろんな町の色んな広報その他の手段で紹介はしていただいたらより広く紹介をしていただいたら良いんじゃないかと思うんですけど。その点はどうでしょうか。

議 長 町長。

町 長 補足あれば担当課のほうからお願いいたします。まずは婦人会だより年に数回発行されております。各議員の皆さまのお手元のほうにも届いているかと思っております。また老人クラブのほうも各種運動会、各種行事等にも参加しておられますので、その都度ご要望がありましたら、町の広報誌または配布物等に一緒に配布することは可能かと思っております。まず婦人会並びに老人クラブのご要望があれば即座に対応したいと思っております。

議 長 田口議員。

10番田口 これからも行政に協力しながら、いろんな活動を進めていかれるものと思いますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

第2問目に入りますが、この防農、防衛と農業の連携ですけども。私はです、もうだいぶ前からこういう仕組みができないかなっていうふうなことは思っておったんですけども。なかなか言い出せない状況でありましたんですけど。今回これを言い出したのはです、実は能登半島の地震の関係なんですけども、災害出動という形であろうと思ひますが、訓練じゃなくてね、防衛、自衛隊法に災害出動という形だと思ひますけども。報道がなされておりますけれども。

私がちょっと不満だったのは、道路がないから行けません。自衛隊がですよ。道路が壊れたから行けませんとか、海が干上がったから上陸できませんとか。そういうことを報道されるんで、大丈夫かといっていうふうなことを思ったわけです。道路は非常に大きな土砂が落ちてきて、ある部落が孤立してるっていう状況はありますけど、大変ですけども、1日2日はそれはいいけどもだよ。もうちょっと何とかできないの自衛隊色んな装備持ってるやん、橋もかけられるんじゃないですか、っていう感じで、何とかできないのかなと、海が干上がったから、上陸できないって佐世保の水陸機動団は何のためにあるんですかっていうふうなことを言いたいわけです。

自衛隊の方は大変ご苦勞をされていると思います。現場に行ってますね、だからそういうのに対する、私こういうことこういう言い方をするのは、大変失礼な言い方だとは思いますが。もうちょっと皮肉な意地悪な言い方なんですけども、もうちょっと自衛隊頼りになるなあという姿勢を、見せてほしいなあという気がしてますね、やっぱり陸地を守るっていうのが自衛隊の基本ではないかなというふうなことを、強く思ったのでちょっとその自衛隊の問題を取り上げてみました。

それともう1点は、世界で戦争というものが行われておりますけれども、無人のミサイル弾を飛ばしてですね、よその街の一般市民を殺すというのは、これ戦争じゃないですよ。単なる殺人行為であって、国際法違反だと思います。

だから防衛というのはそんなにミサイルを飛ばして、他の国を攻撃するなんてことはまったく意味がないことです。やっぱり土地を確保して、そこを支配してこそ、自分の領土になるんですからね。

議 長 説明は簡明に。

10番田口 そういうことで自衛隊には、きちっとその防衛力を強靱なものにしていきたいという基本を申し上げて、これは防衛もんだからあの町長に対する質問にはならないのですけども。

その自衛隊に対してそういった川棚町内でそういった訓練をしたらどうですかというような持ちかけをしていただきたいと思ってですね。その説得材料として、やっぱりその自衛隊そのものが自分の土地日本国土を十分に知る必要があるじゃないですかと。

そのために、その農業の体験というものもしたらどうですかということ、話をもちかける材料として、そういったことも言ってあげたほうがいいんじゃないですかと。こういう意味なんですけども、就農促進については、効果があるというようなお考えを、先ほど答弁がありましたけれども、一度そういった小部隊でいいですから、町内に来てそういった訓練もしませんかというような、持ち掛けをされたらどうかと思うんですけど。それについてもう一回お聞きしたいと思います。

議 _____ **長** ここであらかじめ会議時間を延長いたします。

(1 5 : 4 8)

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい、田口議員が思いを語られた上での質問かと思っております。しかしながら、本町でこうやって自衛隊のほうに耕作放棄地等のなんていいますか、農業分野で頑張ってくださいということは、本町が言うものではないと私は理解をしているところでございます。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 そうですねえ、そういう意味ではですね、直に自衛隊じゃなくて、農林水産省あたりにそういう考えを言われたらどうかと思いますけど、その点はどうでしょうか。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。田口議員からのご提言ということで、承りまして後ほど担当課のほうと、そういう関係者との協議を、協議というか、聞いてみたいと思っておるところでございます。以上です。

議 _____ **長** 田口議員。

1 0 番 田 口 あんまり残り時間がないので、あれですけども、そんなに言えませんが。そうやって、人数をいいますと、全国農業センサスによるとですね、全国で農業というものの基幹的な労働力となってる、すなわち農業専門にやってる人たちっていうのは、136万人だんですけど、最近の農業センサスでは。そのうちのなんと70パーセントが65歳以上なんですってというのが現状ですよ。

だから若い人がほとんどいないっていう現状なんです。で136万人に対して自衛隊の戦力は22万8,000ですから、けっこうな大きなウエイト

にはなるんじゃないかなというふうなことを思ったということでもあります。

しかし、結局ですね、私がこういうふうに言ってて農業の労働力が足りないから、その若い人たちがあすこらへんに22万人おるんだから、こっちの畑を耕してもらったらいんじゃないかというふうな考え方で今言ってるんですけども。しょせんはしかし農業という面から考えると、単なる対症療法でしかないんですよ、これはね。

基本がなっていない、農業対策の基本ができていないので、農業者が年取ってるから若いのを使おうという単に、それだけの話というにしかならないんです。その基本はやっぱり農業の構造そのものを、改善をしていかなきゃならんということではないかなというふうなことも思います。

非常に大きな漠然としたことなんですけども、町長にはだから言いたいの、今いろんな農業の補助金やなんかいろんな政策があります。こと細かい政策があるんですけど、日常はそういった政策の分野に頭を悩ましておられるんでしょうけど。時々はそのその農業の構造改善点はどうかというようなことにも、頭を働かせて、たまにはその農林省あたりに、そういう大きなことを言ったらいいんじゃないかと思うんです。

そういうお考えについて、お聞きしたいと思います。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。通告にございませんので、答えるすべがございません。

以上でございます。

議 **長** 田口議員。

10番田口 通告にないていえば、なかったんですかね。そういう気持ちで、一応これからも町長として頑張っていたきたいということを申し上げまして終わります。

(15:53)

議 **長** 次に、増山真理議員。

2番増山 議席番号2番増山真理です。通告分にしたい質問します。

第6次川棚町総合計画（概要版）施策基本目標4「産業の振興で暮らしをゆたかに」の中に、「観光振興に関する調査・研究に取り組むとともに、既存の観光施設の整備充実や、本町固有の自然や歴史文化を観光レクリエーションの素材として活用します。また、地域産業などとの連携を図りながら体験

型観光の振興を図ります」と書かれているが、本町の観光事業など総合的
地域振興の取り組みの現状について、以下のことを尋ねる。

(1) 本町の観光振興に関するマーケティングやブランディングを調査研
究するのはどの部署なのか、またデータは町内で共有し有効活用されてい
るか。

(2) 観光振興、移住定住促進事業、企業誘致、ふるさと納税等、これら
の事業は町の魅力のPRが最も重要なテーマであるという点で非常に関係性
が深いと考えるが、これらを一括でとらえ総合的かつ戦略的に取り組む考
えはないか。

(3) 新しい形の観光に関する組織を立ち上げ、広域連携で観光振興を行
うなどの考えはないか。

以上壇上での質問を終わります。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** 増山議員の「観光事業と地域振興等について」のご質問にお答
えいたします。

質問の①については、観光振興に関する調査・研究を行う部署は、産業振
興課の商工観光係であります。

消費者の求めている商品やサービスを調査し、供給する商品や販売活動の
方法などを決定することで、生産者から消費者への流通を円滑にするマーケ
ティングや、経営や販売上の戦略として、ブランドの構築や管理を行うブラ
ンディングは、専門的な知識が必要であるため町単独での調査・研究は行っ
ておりませんが、毎年、県へ報告している県内の宿泊施設などに関する観光
統計の調査は行っており、長崎県のホームページで公表されております。

また、令和6年度において、現在佐世保市で実施している、携帯電話アプ
リの位置情報や検索行動をもとにしたマーケット調査について、西九州させ
ば広域都市圏の取り組みとして実施できないか、関係市町と協議を行って
いるところであります。

ブランディングについては、令和5年度から大崎半島のブランド力強化を
図る事業として県の補助事業である「みんなで磨く！観光まちづくり」推
進事業に取り組んでおり、現在「大崎スローライフプロジェクト」に大崎半
島の魅力発信や観光コンテンツ造成などの事業を委託して実施しているところ

であります。併せて、大崎半島内の事業者による協議会を立ち上げる予定と聞いており、更なるブランディングが図れるものと期待しているところであります。

質問の②については、現在においては、企画財政課の中に町の総合的・基本的な施策の企画調査研究やふるさと納税、企業誘致に関することなどを行う「企画振興係」と「ふるさと広報係」、産業振興課の中に観光に関することなどを行う「商工観光係」が配置されており、各係が協力し町の魅力を発信しておりますが、これまで以上に、町の魅力を十分に発信でき、総合的な業務が行えるよう、新年度において組織の見直しを行うこととしております。

質問の③については、新しい形での観光に関する組織の立ち上げは現在のところ考えておりませんが、佐世保市を中心に佐賀県の自治体を含む12市町で形成され、行政サービスの効率化、利便性の向上や、地域産業・観光の活性化に向けて取り組んでいる「西九州させぼ広域都市圏」や、長崎・佐世保間を結ぶ鉄道沿線の7市町とJRが一体となり地域の活性化に向けて取り組んでいる「大村線沿線観光活性化協議会」に加入し、広域での観光振興に取り組んでおります。今後も関係市町と連携しながら、積極的な観光PRに取り組んでまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 マーケティングを行い町の魅力や価値を具体的に把握し、その価値を戦略的にブランディングし磨き上げることは、地方の生き残り策として必要な施策の1つと考えます。5年先、10年先のために、仕掛けを作ることには当然重要です。本町の10年後の観光事業の具体的な到達目標はありますか。

議 長 町長。

町 長 はい。現在のところ、5年後10年後の観光のあり方については、現在のところ検討はしておりません。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 観光事業に安易に希望を抱くべきではないと考えます。当然厳しい競争があると考えます。現時点で本町観光事業や地域振興において何を

主軸にすべきと考えますか。

議 長 町長。

町 長 今、本町が持っている自然環境、または地域とのアクセス、こ
こら辺を活かしながらですね、今後観光に力を入れていきたいと思っ
ております。先ほどあの壇上で、答弁いたしましたように、今大崎半島を
中心として各事業者が頑張っておられます。そこら辺のそこは各大学
と協力しながら行っておられるところでございますので、さらなる
そのブランディングの図れるものを期待しているところですが、本
町といたしましても協力できるところは今後とも協力していきたいと
考えているところでございます。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。それらを主軸にした場合、受け入れ等の対応力は十分
ですか。

議 長 町長。

町 長 受け入れる等の対応力というのはちょっと具体的に示して
いただきたいと思います。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 宿泊施設とかそういうものです。あと、観光でいらした
方の交通の便も含めます。

議 長 町長。

町 長 はい。宿泊施設につきましては、現在くじゃく荘、かわはら
旅館が運用されているところでございます。公共交通につきましては、
現在ある公共交通 J R、バスがあるところでございます。以上です。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 観光事業イコール情報発信ではないと考えます。戦略の
ないまま多額の費用をかけ、ホームページを作りバラバラに SNS 等
で情報発信しても意味がありません。多方面からヒアリングし、交
通計画を含めた十分な整備を行って事業展開すべきと考えますが、
整備について、どのように考えますか。

議 長 町長。

町 長 はい。通告から外れておりますので、そういう資料を持
ち合わせておりません、申し訳ございません。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 すみません、次に移ります。(2)についてですが、IT化が進む現代において企業形態はさまざまであり、経済インパクトは就業人数や工場の規模などには比例しない場合も多くあります。企業誘致の適地について町長のお考えは。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。企業誘致の場所といたしましては、今現在原産業の倉庫がありますいわゆるDC沖の土地があるところでございます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 オンラインで仕事ができ、分散化が進む現代、昔ながらの企業誘致の形、いわゆる工場誘致にとらわれる必要はないと考えます。本町のよりに自然環境に恵まれながら、教育環境が整い医療も受けられ、空港にも近く、割安に住環境が取得可能な町こそ工場を持たない企業の誘致や移住先の候補地となり得ると考えますが、町長のお考えは。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。増山議員そうやって工場誘致は必要ないとおっしゃいますけども、私が聞くところによりますと、川棚町、仕事をする場がないということで、若者が外に出て行く、仕事をする場があれば町内に残ることができるという話も聞いております。やはりそこには雇用が必要だと思っておりますので、まずは企業誘致ができればそこに雇用が生まれ、若者が出て行かなくなり、または出て行った若者が戻ってくる。またそこで人口が増えていくのではないかと考えているところでございます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 企業誘致が必要ないと言っているわけではなくて、工場誘致にとらわれる必要はないと考えますと申しております。

次の質問にいきます。本町の魅力のPRと移住促進・企業誘致は関連が深いと考えます。全体を的確に把握しブランディングし、総合的戦略でPRすることが重要であると考えますが、町長はどのようにお考えでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。増山議員がおっしゃる通りでございますので、今後議会のほうに提案しますけども、組織の改編を考えているところでございます。

改編を行った際には観光または今までバラバラになっていた情報発信等が1つの課にまとまりますので、そこで情報発信またはいろいろな場面で商工観光も進めていけるものと考えております。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 2月12日長崎新聞掲載記事によりますと、2050年生産年齢人口指数15歳から65歳の人口ですが、本町は49.5東彼杵町は39.7と両町ともに50を割り込んでいます。これは大変深刻な労働の中核的な担い手不足を示していますが、この指数を観光事業と地域振興の視点からどのようにとらえますか。

議 **長** 町長。

町 **長** まず通告があっておりませんので、そこまでの数字は現在私のほうも把握しておりませんので、答弁が難しいところであります。よって、やはり生産年齢の人口減少の歯止めをかけるため、今子育て支援策等充実させ人口がなるべく減らない施策を今後進めていく所存でございます。以上です。

議 **長** 増山議員。先ほど町長の答弁にもありましたけれども、通告がないというようなこともあろうかと思えます。わたくしは関係性があるのかなというようなことも加味して質問許可しているんですけども。この通告分の3つの通告に関連するような質問のほうは行政のほうもわかりやすいかと思えます。それになるべく近づけるような質問に変えていただければと思えます。

議 **長** 増山議員。

2 番 増 山 (3)に移らせていただきます。近隣の町の観光協会・観光課・地域おこし協力隊にヒアリングを行いました。波佐見町の観光協会は4名、平均年齢も若く、多言語対応で全員2か国語以上が話せます。海外生活経験を生かし、国内外の旅行会社との交渉や新しい商品開発を意欲的に行い、30万人を集客する陶器市をはじめ、年間30～40件のイベント開催に関わっており、観光振興補助金を受けつつもオリジナル商品の開発・販売や企業収入や宿泊業を展開するなど、町の観光振興に貢献し、自主財源確保を意欲的に行っています。このような取組をどう思われますか。

議 **長** 町長。

町長 はい。先ほど山口議員のところで、答弁をしたかと思えます。

東彼3町の観光協会のあり方等を取り入れながら、本町にあう観光協会または観光づくりに今後進めてまいりたいと考えているところでございます。

議長 増山議員。

2番 増山 波佐見町観光協会職員にヒアリングしてみて最も印象的だったのは、仕事にやりがいを感じているという言葉でした。続いて東彼杵町の職員は2名、インターチェンジからすぐの道の駅「彼杵の荘」に観光協会をおき、年間100万人の来場客にアピールする体制を整えています。こちらについてはどのようにとらえますか。

議長 町長。

町長 観光協会につきましては、現在指定管理で行っているところでございます。先ほど増山議員がおっしゃるように波佐見町の陶器市、または道の駅、数十万人から、百数十万人の来場者があるということは私どもお聞き及んでいるところでございます。本町におきましてもそういうイベント等が本町におきましては、そういうイベント等がございませんけども、それに替わる地道でありますけども、一つひとつの観光施設を十分に力を伸ばして、そこで1つ1つでも、多くの皆さま方にご来場いただける、関係人口が増やしていければと感じているところでございます。

議長 増山議員。

2番 増山 多言語対応はもちろんですが、ITスキルなども含め、有能な人材を広く公募し経験豊かな観光事業のプロによる新しい組織を立ち上げることは本町観光事業への投資です。種を蒔かなければ収穫は望めません、町長のお考えは。

議長 町長。

町長 今の観光協会に関する質問と捉えてよろしいでしょうか。はい。現在繰り返しになりますけども、現在令和7年3月31日まで指定管理として観光協会がございまして。今観光協会は指定管理の中での、規約に則って運営されているところでございますので、今後令和7年4月以降にそういう観光協会の組織ができればと思っているところでございますが、現在今ここで答弁する資料は持ち合わせておりません。以上でございます。

議長 増山議員。

2 番 増 山 はい。将来の財政のために、積極的に取り組むべきと考えます。しかし、先に示した生産年齢人口指数の低さをみて、コンパクトかつ無駄を省くことは重要と考えます。本町は彼杵町観光協会との共同協力体制を構築し、経費を削減しつつ、有能な人材を公募し、お互いの町の持つ魅力の発信を活発に行い、年間100万人のチャンスを取りこぼしなく有効活用すべきと考えますが、どのようにお考えでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。先ほど増山議員がおっしゃるように、東彼杵町とそういう連携ができるのかできないのかは今後検討させていただきたいと思っております。

議 長 増山議員。

2 番 増 山 はい。可能性を信じ、行政・事業者・地域一体となり、広域連携で観光事業と地域振興に取り組むべきと考えます。以上で一般質問を終わります。

(16:15)

議 長 ここで、しばらく休憩をいたします。

(16:15)

(…休 憩…)

(16:30)

議 長 休憩前に引き続き、会議を開きます。次に、辻清人議員。

6 番 辻 議席番号6番、日本共産党の辻清人です。

憲法を暮らしに活かし、住みよい川棚町にするため質問をいたします。

石木ダム建設について、交通道路の標示について、住宅、空き家対策についての3項目について質問いたします。

まず第1に石木ダム建設について。

前回の議会で、町長は、川棚川の氾濫による災害を無くすために、石木ダムが必要だと答弁されている。川棚川に流れ込む水量、石木ダム建設予定地の石木川は、10分の1しかありません、10分の1でも効果があれば石木ダムは必要だという答弁でした。

しかし後の10分の9の対策は、考えていないのではないか。石木ダムありきで、石木ダムさえできれば、災害が無くなると本気で考えているのか。

石木ダムができずに、災害があった場合、町長は責任を負えないと言われたが、災害が発生して、責任を取って、辞めた人はいないのではないか。

石木ダムを造ることが自分の責任と勘違いされているのではないかと思います。

以下の4点を尋ねる。

①町長は、1990年7月2日の洪水を例にあげられるが、野口川の水が川棚川に流れず溢れ内水氾濫とされています。この認識はあるのか尋ねます。

②野口川の洪水対策をどのように考えているのかお尋ねします。

野口川は、水路がコンクリートで整備されて、深さが確保されずに溢れる危険性が指摘されています。野口川の下流域水域の通路が歩行に危険なので手摺をつけてほしいという要望されています。

③平島の住民の方々に聞くと、海が非常に浅くなっている。以前は、浚渫工事をしていた。海側が浅いと、川棚川の水量が流れにくくなり災害につながる。町は県に対し、浚渫工事を要望しているのか尋ねる。

④広報かわたな2月号15ページに、町長が川原地区の方々を訪問したという記事だが、どんな話になったのか。またどんな目的で行かれたのかお尋ねします。

石木ダムありき、生活再建、という姿勢では、話し合いにならなかったのではないのでしょうか。

座り込みのテントの中に入って、話し合いができたのでしょうか。

1月13日土曜日付の長崎新聞の論説に書いてありましたが、まずは不信の糸をほぐせということではないのでしょうか。問題の根本には、強制的な測量や土地収用を進め、丁寧な合意形成を怠った過去の県の姿勢にあります。今、町長がやるべきことは、佐世保市や県に対して、石木ダム反対住民が求めている、工事の一時中断やダムの必要性を議論する公開討論会を提案し、開催することだと思います。是非県と佐世保市に話し合いをして欲しいと思います。信頼関係を築くには、話し合いの場を作るという仕事を、波戸町長にはしていただきたいと思います。

次、道路標示について。

石木交差点コンビニ近くの道路の白線が消えていて、大変危険であると地

元の方から相談がありました。学校の校区の横断歩道も消えています。県道との指摘があるが、町民が使う道ではあるし、危険があれば、町から県に申し入れをすべきだと思います。個人が県に通知しても効果があまりありません。町がきちんと申し入れをすると早く解決するのではないのでしょうか。

コスモス近くの横断歩道や、平島の五差路の交差点の横断歩道も消えかけています。これは町道でしょうか、現状を把握しているか尋ねる。

五反田の道路の陥没があって、夜中トラックが通ったとき荷台の音が響いて、夜中眠れないと苦情もあります。道路をきちんと管理されているかお聞きしたい。

住宅、空き家対策についてお尋ねする。

空き家対策について、町内の空き家の数を把握しているのか、そして、その対策を尋ねます。

空き家は10年間に約92万戸も増え、全国に849万戸もあります。2018年国の住宅土地統計調査では、居住目的のない空き家は、全国に約349万戸。この空き家は、地方の中心市街地や密集市街地に多く、地方の疲弊、衰退を顕著にしています。

国が、有効活用が可能な空き家が100万戸あると数字を示したことから、空き家の有効活用の方向に今向かっています。しかし、空き家の所有者の多くが複雑な事情を抱えています。なかなか活用が進まないのが現状ではないかと思います。

それから景観を損ねています。前町長が山口町長ですね、前町長が県道沿いの空き家を大変気にしていました今つたが張ったりしてありますが、波戸町長は、どう考えてらっしゃいますか。この問題の解決には、地元自治体、地域住民、NPO等が連携して町づくりとして取り組むことが重要ではないかと思います。

そして、住んでいる家が、古くなり住みやすい環境にするためにリフォームする必要がある場合は、町がリフォーム制度を作り支援する対策が必要だと思います。町の経済を活性化するためにも、リフォーム費用の1割を支援するリフォーム制度を設けてはどうかということをご提案いたします。

以上で壇上からの質問とします。

議 長 町長。

町 長 辻議員から3項目についてのご質問をいただいておりますので、順にお答えさせていただきます。

まず、1項目目の「石木ダムについて」のご質問にお答えいたします。

川棚町は過去に死傷者や住宅倒壊、床上・床下浸水など重大な被害を経験していることから、川棚川の抜本的な治水対策は、喫緊の課題であり、住民の安全・安心を確保することは、行政の責務であります。

そこで、河川管理者である長崎県が、石木ダム建設が一番有効的で有益性があるとして、石木ダム建設事業に取り組んできているところであります。

県からは、治水・利水の代替案については、これまで、様々な手続きの中で検討を行い、いずれも石木ダム案が経済的に最も優位で、現実的との結果が出ており、現在においてもそれは変わらないと、このようにお聞きしております。

石木ダム建設事業により、関係者の皆様には大変ご苦勞をお掛けしていることと、心苦しく思っております。既に移転をされている8割の地権者の方々や、その他地元関係者の皆様のご理解とご協力をいただき、これまでいろいろな水源地域対策を県や市と連携しながら進めていただいております。

これからも引き続き、生活再建も含め、水源地域対策に取り組んでいこうと、このように考えております。

大石知事は就任後、石木ダムは必要として推進の方々をはじめ、反対しておられる住民の方々と話し合いを行っておられます。

協力していただいた皆様、反対しておられる皆様も川棚町の住民でございます。

知事との話し合いで解決できるよう願っているところでございます。

そこで、「町長は、川棚川の氾濫による災害をなくすために、石木ダムが必要だと答弁されている」とのご指摘ですが、ただいま説明したとおりでございます。

さらに、「他の水害対策は検討されているのか」とのことですが、先ほど説明させていただいたとおり、平成22年度から24年度にかけて、ダム事業の検証に係る検討において、石木ダム（案）を含め代替案等の利水16案・治水26案・維持用水16案について比較検討が行なわれ、現行計画案である石木ダム案が、ほかの代替案と比較して優位であるとの結論が出さ

れ、国は「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」の意見を聞き、県に対して「事業継続との対応方針」について通知され、事業が進められています。

それでは、1番目のご質問にお答えします。

河川の洪水や豪雨による浸水被害を報じるときに「外水（がいすい）」、「内水（ないすい）」という用語が使われることがあります。

河川の洪水が、堤防を越えたり突き崩したりして氾濫し、市街地や農地が浸水するのを「外水氾濫」と言います。

本川（ほんせん）に流入する小河川（しょうかせん）、農業排水路、下水道、道路側溝等の排水施設が、本川の水位が高い場合や排水施設的能力不足により、その地域に降った雨を排除できずに溜まって浸水にいたることを「内水氾濫」と言います。

平成2年7月1日から2日にかけての大水害の状況についてご説明させていただきますと、「最大24時間雨量として335.5ミリ、最大時間雨量97ミリ、降り始めからの総雨量は515ミリ。町中部地域を中心に床上浸水97戸、床下浸水287戸、道路損壊55か所など被害が相次いだ。田畑の流失や冠水は74.3ヘクタール、被害は38億1575万円にのぼり最悪の事態となりました」と当時の広報かわたなでは状況が伝えられています。

さらに、「2日朝、川棚川の増水は一向に衰えず護岸が崩壊する恐れも出たため午前8時30分、下流域の宿、平島、栄町の3地区に避難命令が出ました。一帯では早朝から道路などが冠水、みるみるうちに床下、床上へと浸かっていきました。東彼農協管理情報センター付近や、宿の住宅街、栄町商店街など、場所によっては人の胸付近まで水位が上がりました」「2日朝、川棚川の増水がピークに達したころ、江川橋から宿を撮影、濁流は堤防を越えて住宅街へ」と濁流が堤防を越えている写真が掲載されております。

このように平成2年の大水害は「外水氾濫」も「内水氾濫」も起きていると認識しております。

次に、2番目の前段のご質問についてお答えいたします。

野口川の洪水対策については、令和4年6月に他の議員から野口川の河川

改修についての内容で一般質問を受けており、その際、当時の町長より、今のところ野口川の河川改修については計画が無いとの回答を行っております。

野口川は、町が管理する河川ではありますが、その流末は川棚川と合流しております。

平成2年7月の豪雨による川棚川の氾濫については、その当時の写真等記録が残されておりますが、県からの調査報告では、堤防からの越水（えっすい）は無かった区間でも、河川の水位が洪水を安全に流すことができる水位を遥かに超えて流れたことから、排水管や野口川を含む支流から川棚川本川への排水ができずに浸水被害が発生したとあります。

野口川については、昭和23年の豪雨により堤防決壊等により、大きな人的災害が発生しており、その後、県営事業により砂防ダム建設、流（りゅう）路工（ろこう）整備が進められ、現在に至っております。

そこで、「野口川の洪水対策をどのように考えているのか。」とのご質問ですが、令和2年7月の大雨のように川棚川が満水の状態では内水の排水ができないことから、外水である川棚川の水位を下げる必要があります。

県によりますと「平成2年の浸水被害は、洪水が計画高水位を遥かに越え、一部越水したことが主な原因である。洪水が計画高水位を越えて流れると、支川（しせん）の排水を計画通りに安全に流すことができなくなり、更に、浸水被害をもたらすこととなります。このため、河川改修やダムの効果により、洪水を計画高水位以下で流すことで、堤防の決壊のリスクを抑えるなど、安全に流すことが可能となります。また、洪水を計画高水位以下で流せることで、野口川などの支川からの排水も計画どおりに川棚川に流すことが可能となります。」とのことであります。

次に、2番目の後段についてのご質問にお答えします。

「中組では、危険なので手摺を付けて欲しいとの要望がある」とのことですが、この要望箇所は、県道川棚有田線から下流側の野口川左岸側提（てい）敷き（じき）におけるフェンス未設置区間のことではないかと考えております。

この区間におけるフェンス設置については、以前も担当課となります建設課が、住民の方から確認を受けていると聞いており、その際に回答しており

ます。内容といたしましては「中組地区からの要望があればフェンスの設置について検討を行いたい」としておりますが、その後、中組地区からは、この内容についての要望書は提出されていないことから、今のところ町は設置の検討は行っておりません。

次に3番目の平島地区の住民の方々からの声として、浚渫工事に対する要望のご質問であります。この質問をされております箇所は、第一橋梁である川棚橋から下流域の川棚川河口における浚渫工事のことではないかと考えております。

町といたしましては、ご質問にありますこの区域が以前と比較して浅くなっているかどうかは把握しておりません。

また、平島地区からは、町に対して浚渫工事に係る要望も出されておられませんので、今のところは、町から県に対しまして、川棚川の河口付近における浚渫工事の要望を行なう考えはありませんが、今回、辻議員から川棚川河口付近の浚渫工事に対する質問があったことは、県にお伝えしたいと考えております。

4番目の前段のご質問ですが、大石知事が12月20日に川原地区へ来られた際、川原地区の方々に応じていただけませんでしたので、1月10日に川原地区の方々を訪問させていただいたところであります。

私といたしましては、知事との話し合いでの解決を願っておりますので、旭砕石跡地のテントを訪問させていただいたところ、「なぜ知事と話し合いを行うのか。町長は間違っている。まず、我々の話を聞いた上で知事に話しをするのが本当だろう。」「知事と会うことについて、内容がわかって言っているのか。あの張り紙を見たらわかるように、町長は関係ない。」などのご指摘をいただき、「地元住民の声を聴こうともしない知事と会って話すことはありません！！」と書かれた張り紙を見させていただきました。

引き続き、川原地区13世帯のお宅を戸別訪問させていただいたところ、「水路を壊したら知事と話し合いをしないと何回も言った。それでも水路を取り壊したので、話し合いはしないという覚悟の上のこと。話し合いをさせないようにしているのは県である。」などのご意見をいただきました。

続いて4番目の後段の質問ですが、令和6年1月13日付けの長崎新聞の論説には、「問題の根本には、強制的に測量や土地収用を進め、丁寧な合意

形成を怠った過去の県の姿勢にある。」と書かれております。そして、「まずは住民との間に信頼関係を構築することだ。」とも書かれております。

石木ダム建設事業につきましては、佐世保市の慢性的な水源不足解消と川棚川の抜本的な治水対策などを目的として、県において進められているところであり、これまで、起業者において、地域の皆様に対し説明がなされてきましたが、残念ながら一部の地権者の方について、いまだにご協力をいただけない状況にあります。

私といたしましては、「水源地域住民の理解なくして事業の進展はなく、水源地域の住民との話し合いによる早期解決を願っている」ことから、「石木ダム建設の話し合いによる早期解決」を知事へ要望させていただいております。特に、川原地区にお住いの13世帯の皆様と、知事との話し合いによる解決することを願っております。

次に「交通道路標示について」のご質問ですが、通告にはない道路の陥没等も質問がありましたが、通告どおりに答弁をさせていただきたいと思っております。内容としては2項目のご質問となっているようなので、それぞれ回答させていただきます。

1項目として「石木交差点コンビニの近くの白線が消えて事故の危険がある」とのことではありますが、ご質問にあります、道路の白線とは、道路法に基づく区画線と言われるものであり、その設置・管理は道路管理者となります。

そのため、区画線が消えかかっている状況であり、事故の危険がある場合は、その道路の管理者が区画線の補修工事の実施について判断することになります。

ご質問にあります石木交差点コンビニ近くであれば、県道川棚有田線の道路区画線となるため、その道路管理者は県となります。

次に2項目として「小学校区等の横断歩道の白線が消えかかっている」とのことではありますが、ご質問にあります横断歩道の白線は、道路交通法に基づく道路標示と言われるものであり、その設置・管理者は公安委員会・警察となります。

したがって、ご質問にあります2項目とも、道路管理者は、県と公安委員会・警察であることから、町が管理しているものではありません。その

ため、ご質問の後段にありますこれらの内容について、現状の把握については、管理者が違うことから町では行っておりません。

また、いつ補修をするのかは町の立場ではお答えができません。なお、今回の質問を受けた後、県の担当者に確認を行ったところ、地元からの要望や道路パトロールでの指摘がありました場合は、現地を確認した上で、区画線の補修工事の実施について検討を行っているとの回答を受けておりますので、辻議員からのご質問にありました内容は、建設課から県担当者に連絡を行うようさせていただきます。

また、小学校区において通学路となっている箇所については、2年に1度川棚町通学路安全推進会議を開催し、その際、各学校から抽出されました危険箇所を学校関係者、警察、PTAや道路管理者などが参加して、現地で確認を行い、その対策が必要であると判断された場合は、改善対策を検討した上で、道路管理者や警察により対策工事を行うようにしております。

今回のご質問にあります横断歩道においても、道路標示の認識ができない状況や、消えかかっている状況となっている箇所があるようでしたら、この通学路安全推進会議で協議を行っていくことも可能ではないかと考えております。

このほかに、町道に関しても区画線が消えかかっているところも多く出てきております。その中で、町といたしましては、毎年、地区からの要望として出されております環境整備要望書の事項について、危険性や緊急性を考慮しながら、早期に対応が必要と判断されます区画線の補修箇所があるようでしたら、担当課に補修工事について検討をさせるようにいたします。

最後に、町道に限らず、国道や県道に係る道路の維持・改修等についての要望や問い合わせがありましたら、建設課が窓口となり、各道路管理者と協議を行うようにしておりますので、そのような事案がありましたら、連絡を行っていただければと考えております。

次に「住宅、空き家対策」のご質問にお答えさせていただきます。

お尋ねのありました、町内における空き家の把握状況やその対策についてですが、空き家の数については刻一刻と状況が変わることから、現在その数は把握しておりません。

空き家については、放置した状態が長く続くと、周辺の景観や環境に悪影

響を与えるばかりか、倒壊の危険性も生じることから、町としてもいくつかの対策を講じております。その中でも空き家の活用の対策といたしまして、空き家・空き地バンクの運用を行っております。

空き家・空き地バンクは、空き家等の解消、及び移住・定住の促進による地域の活性化を目的としており、町内における空き家等の所有者からの申し出により、空き家等を空き家・空き地バンクに登録し、川棚町へ定住し生活を営む意向のあるものと物件のマッチングを図るものであります。

現在、物件数については、令和3年度は2件のマッチングが成功し、令和4年度はありませんでしたが、令和5年度は1件がマッチングしている状況にあります。

リフォーム制度の創設により支援してはどうかとのご質問についてですが、既に令和5年度から、空き家の有効活用を通して地域活性化を図るため、「川棚町空き家改修等事業費補助金」を整備しております。今年度からの補助事業ということもあり、まだ交付実績はございませんが、これから施策を通じて、引き続き空き家等の解消による地域の活性化に取り組んでまいります。

以上答弁とさせていただきます。

議 **長** はい、町長。

町 **長** すみません。野口川のところで、令和2年7月と言ったそうなんですけど、平成2年7月に訂正をお願いいたします。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 それでは、波戸町長は、内水氾濫ではなくて、内水と外水と両方あったということで、そういう認識ということですね。それから、野口川の洪水対策で、コンクリートでこうしてあるんですけど。底が浅いという認識はありますか。

議 **長** 町長。

町 **長** 底が浅いというのは、もう少し掘れということでもありますか。
野口川を。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 あ、そうですね。川自体がもう平らになってですね。水量がこうあんまり流れないというか、コンクリートしとっけん流れると思うんです

けど、量が全然こう少ないと思います。もっとかう深くして、流れるようにしたほうがいいという指摘がありました。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。指摘として受け賜らせていただきます。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 ③で平島のほうの河口がこう非常に浅くなっている。この認識は町としては、ないということですね。でそれは県のほうにですよ、浚渫工事を依頼する意思もないということでしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** 先ほど壇上で答弁したように、浚渫工事に対するご質問があったことは県に伝えますと、答弁しておりますので、その旨県には伝えてさせていただきます。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 ④で広報かわたなで、町長が行かれてですね、お話をされたと思うんですけども。なかなかかみ合わなかったと思うんですけど、話がですね。いかが印象でしょうか。

議 **長** 町長。

町 **長** はい。かみ合わないといえますか、それは反対されるテントのこの話でよろしいですか。テントの中で。あそこではかみ合わないというよりも、私と話をしていただけませんでした。私が一方的に話すだけで、返答もなく、なんていいますか、いわゆる無視をされる状況でありました、以上です。

議 **長** 辻議員。

6 番 辻 どんな目的で行かれたんでしょうか。それをはっきりお聞きしたいんですが。

議 **長** 町長。

町 **長** 壇上でお話いたしましたけども、大石知事との話し合いがなされていない現状でございます。よって、話し合いの場を持っていただきたいと辻議員も私におっしゃいましたので。私も話し合いの場が持てるように努力をしますと、答弁しております。

その中で、その流れにおいて、県知事との話し合いを持っていただけない

かという思いを伝えるために、お伺いしたところでございます。

議 長 辻議員。

6 **番** **辻** 了解しました。大石知事との話し合いではなくて、やっぱり波戸町長として、住民の方と話し合いをしなければいけないと思うんですよね、腹を割って、テントの中までこう招き入れてもらってですねで椅子に座って、じっくりじっくり話し合いをするということが必要だと思うんですよ。そこでやっぱりこうビニール越しで話してもですね心は通じないと思いますけど。いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。辻議員がおっしゃるとおり、テントの中に入れていただいたら幸いなんですけども。先ほど壇上で、言いましたように、町長は関係ない。なんし来たことや、ということが前段にありますので、そういうことが今不信感があるかと思imasるので、足しげく通いながら住民との信頼の関係を今後とも作っていきたいと考えているところでございます。

議 長 辻議員。

6 **番** **辻** 先ほど述べましたけども、やっぱり丁寧なこうなんか、心の通うですね。話し合いをしていかなきゃあ工事も進まないと思うんですよ。生活再建を前に出したりですね、そんなことしてもそんなことは必要ないと言われるのは当たり前と思うんですよね。

今やっぱ町長がやらんばいかんことは、県と佐世保市にですね、本当にこう住民が求めている工事の一時中止や、それから公開討論会ですかね。これをやると、開催してみるという決断が必要じゃないかと私は考えてるんですけど、それがまず信頼関係をつくる、一つの手段ではないかと思っっています。そうしないと、この硬直した状態がですね、まだずっと続くと思うんですよね。ここはもう波戸町長の決断ひとつだと思imasますが、いかがですか。

議 長 公開討論会云々はありませんですけども、なにか先ほど同じような答弁をされましたが、今も答弁されますか。町長。

町 長 まずその前に繰り返しなりますけども、足しげく現場といいますか、川原地区に行きまして、まずは辻議員がおっしゃるとおり信頼関係が必要かと思っっています。まずはそこを第一歩目としたいと思っっています。

また県知事のほうには、この前訪問した旨をと、先ほどこの前ダム特で話したような内容等については、直接伝えておりますので、その旨ご理解いただきたいと思っております。

議 長 辻議員。

6 番 辻 次いきます。交通道路標示についてです。これ石木小交差点のコンビニ近くのですよね、白線が消えてですね、本当に危険なんですよね。町民の方が通ってらっしゃるんですよ。そしてぶつかりそうになってるということで、話があり苦情がありました。これは県に早急に連絡していただいて、早急にしていただくということを強く願うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 建設課長。

建設課長 今質問がありましたように県道でありまして、この件につきましては、辻議員のほうからも質問があつて内容は、県のほうの担当課のほうに伝えるという考えを持っております。また合わせて、早急に対応ができないかということも伝えたいと思っております。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 相談したのは、随分前なんですよね。だから相談する今から相談するんじゃないなくても本当は相談して、いつやるかっていうのは、こう決めとかないかんちやなかですかね。私が質問するっちゃけんですね。それをこう早めにしていただきたいと思います。それから、町は関係ない公安だからとかですね、そういうことではなくて公安にもきちんと町から申し入れをするということで、やっていただきたいと思います。みんな困ってるんだからですね。よろしくお願いします。

議 長 何か質問ですか。辻議員。

6 番 辻 空き家対策について次いきます。空き家対策で、空き家バンクが今何件ぐらい登録されているんでしょうか。2件だとさっき聞いたんですけども。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 空き家空き地バンクということで、空き家が2件、空き地が3件と本日現在登録ございます。

議 長 辻議員。

6 番 辻 これは大変少ないんじゃないかと思うんですけども。それからもう1つ、町内の空き家の数をどのぐらい把握されているのかってのを、聞きたかったんですけども。何件ぐらいあるのかですね。それを把握されていないんでしょうか。

議 長 町長。

町 長 はい。まず前段の登録者数が登録数が少ないということなんです。今年の空き地・空き家を持っていらっしゃるって、町内に住んでいらっしゃる方には、空き家・空き地バンクの制度がありますということをご世帯に送付をさせていただいております。それと、空き家につきましては、登壇して答弁したとおり現在の数は把握はしておりません。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 空き家の数があつた正確に掴めないですね、対策も打ちようがないんじゃないでしょうか。それともう1つ、空き家を数を数えるというか一番ですね、身近な総代とかですね、総代の方はちゃんと何件空き家があると、ちゃんと掴んでらっしゃるんじゃないかと思ひます。もし掴んでらっしゃらなかつたら、町からですね、総代の方に調べてみてくれんやろうとか、相談してみたらいかがでしょうか。そしたら数は出てくるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 町長。

町 長 辻議員がおっしゃるような空き家の定義が非常に難しいところがあります。ただ空き家になっているだけでいるのか、もう倒壊寸前なのか、いろんな部分があるかと思ひます。ただ単に空き家になっているけども、そのうち息子が帰ってくるとか誰か帰ってくるかもしれないということで、空き家にされている方もいらっしゃいますし、もうほったらかしになっている空き家もあると。また各地域におきましては、もう倒壊寸前な空き家あるかと思ひますので、まずそこの総代にお願いして、空き家等を調査をお願いするということがありますけども、今後総代会等でそういうことができるのかできないのかは相談させていただきたいと思ひます。以上です。

議 長 辻議員。

6 番 辻 空き家の定義は、町で決めたらいいと思ひます。別に壊れてるから空き家とか、住んでないから空き家とかそういうこともありますでしよ

うけどね、いろいろ細かいことは決められればいいと思います、それから私思うんですけど、白石の先にですね、前町長の山口町長がですね、ものすごく気にされてたんですけど蔦が張ってる家があるんですよ。ずっと空き家なんですけど、あれどんなふうに思われますか、波戸町長。

議 _____ **長** 町長。

町 _____ **長** はい。私が想定してるたぶんこちらからS字カーブを抜けたところの空き家かと思っております。私もあそこの景観は、例えば小串のほうからこっちに川棚方面に来るときは非常に目立ちますし、特に今の時期、蔦も枯れまして家が見えている状況でございます。そこに関しては、所有者のほうにですね、連絡とって対策等お願いしているところなんですけども。なにごぶん所有者の方の財産でありますので、所有者の方にまずは解体等お願いしておりますが、所有者の方々のそれぞれの事情がございますので、現在もあのような形になっているものと判断をしております。

議 _____ **長** 辻議員。

6 **番** **辻** 令和5年度から空き家の修理のリフォームのですね、補助を行うと言われてきたけれども。今住んでる家のですね、壁とか雨戸とか雨どいとかですねリフォームするというときの、補助もですねお願いしたいんですよ。リフォーム制度を取り入れたらいかがでしょうか。これはもう提案ですけど。1割程度補助するとそしてあの上限はですね、1万円に抑えるとかそういうのはいかがでしょうか。

議 _____ **長** 企画財政課長。

企画財政課長 今リフォーム制度ということで、空き家バンクに登録しているものについて、補助制度を設けております。今ご質問にありましたのは、それ以外の今お住まいのリフォーム、既存の住まいにですね、リフォームを含めてというご質問がありましたが、施策の目的であるとか、そういったところを鑑みながらですね、あとはその財源的にもやはりその既存のリフォームとなるとかなりの予算が想定されますので、それについては今のところあの考えておりません。以上です。

議 _____ **長** 辻議員。

6 **番** **辻** これはけっこうですね要望が強いんですよ。是非検討していただきと思います。お願いします。

議 長 企画財政課長。

企画財政課長 個人の住宅ということであれば、その個人の財産にもなりますので、そこを補助金を使ってするとそこに何の目的があるのかとそういう施策の目的とかも検討しないといけないと思いますので、今はそういう考えはございません。

議 長 辻議員。

6 番 辻 リフォーム制度というのは、こう住みやすい環境にしてですね、住民の方々がこう安心して暮らしていけると、そういうのが目的だと思うんですよ。リフォームが全然役に立たないということではなくて、リフォームしたから家の価値が上がって、そいで空き家になった場合ですね、それがそのまま生きていくということで大事ではないかと私は考えてるんですけども。これまでの質問終わります、以上です。

(1 7 : 1 5)

議 長 通告者の質問が、終了をいたしましたので、これで一般質問を終わります。

(1 7 : 1 5)

議 長 以上をもちまして、本日の日程は全部終了をいたしました。本日はこれにて散会といたします。ご起立願います。お疲れ様でした。

(1 7 : 1 5)

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

川 棚 町 議 会 議 長 村 井 達 己

会 議 録 署 名 議 員 山 口 隆

会 議 録 署 名 議 員 坂 中 信 浩